

瑞穂市第 2 次一般廃棄物処理基本計画

(令和 6 年度～令和 20 年度)

(案)

令和 6 年 3 月

岐阜県瑞穂市

瑞穂市第2次一般廃棄物処理基本計画 目次

第1部 計画の基本的事項

第1章 計画見直しの主旨	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画の対象範囲	8
3. 計画で扱う廃棄物の範囲	8
4. 計画の期間	8
第2章 前計画の総括	9
1. 前計画の目標達成状況	9
2. 施策の実施状況	12

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状	14
1. ごみ処理体制	14
2. ごみ処理の実績	18
3. アンケート調査結果	28
4. ごみ処理の課題	33
第2章 ごみ処理計画	34
1. 基本の方針	34
2. 数値目標	35
3. ごみの発生量及び処理量の見込み	37
4. 目標達成のための施策	42
5. ごみ処理に関する基本的事項	45
6. ごみ処理施設の整備に関する事項	49
7. その他ごみ処理に関し必要な事項	49

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の基本的事項	50
1. 生活排水処理の現状と課題	50
2. 生活排水処理の将来予測	60
第2章 生活排水処理計画	63
1. 生活排水処理の基本方針	63
2. 生活排水処理に関する基本事項	64

第4部 計画の推進

1. 脱炭素社会、循環経済に向けた取組	68
2. 計画の推進と公表	68

資料編

資料1 本市の概況	
資料2 ごみ処理の実績及び将来予測	
資料3 生活排水処理の実績及び将来予測	
資料4 家庭ごみに関する市民アンケート調査結果	
資料5 パブリックコメント	
資料6 諮問・答申	
資料7 廃棄物減量等推進審議会	

第 1 部 計 画 の 基 本 的 事 項

第 1 章 計画見直しの主旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければなりません。

瑞穂市（以下、「本市」という。）は、平成 21（2009）年 3 月に策定した瑞穂市一般廃棄物処理基本計画（平成 26（2014）年 3 月、平成 31（2019）年 3 月に見直し）（以下、「前計画」という。）により、主にごみの分別・リサイクルの観点からごみの減量施策を実施し、ごみの減量化を図ってきましたが、前計画見直しから 5 年が経過し、国内外における社会情勢は大きく変化しました。廃棄物・資源循環の分野においても、脱炭素社会や SDGs（持続可能な開発目標）に対応するための、新たな課題への適切な対応が求められています。

そのため、この度目標年度を迎えた前計画を発展させ、一層のごみ減量・再資源化の実現を目的とした、瑞穂市第 2 次一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）に改定します。

1. 計画の位置づけ

（1）廃棄物処理関連法令及び関連計画等

本計画と、関連法令及び計画との位置づけを整理すると図 1-1 に示すとおりであり、本計画は、本市総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

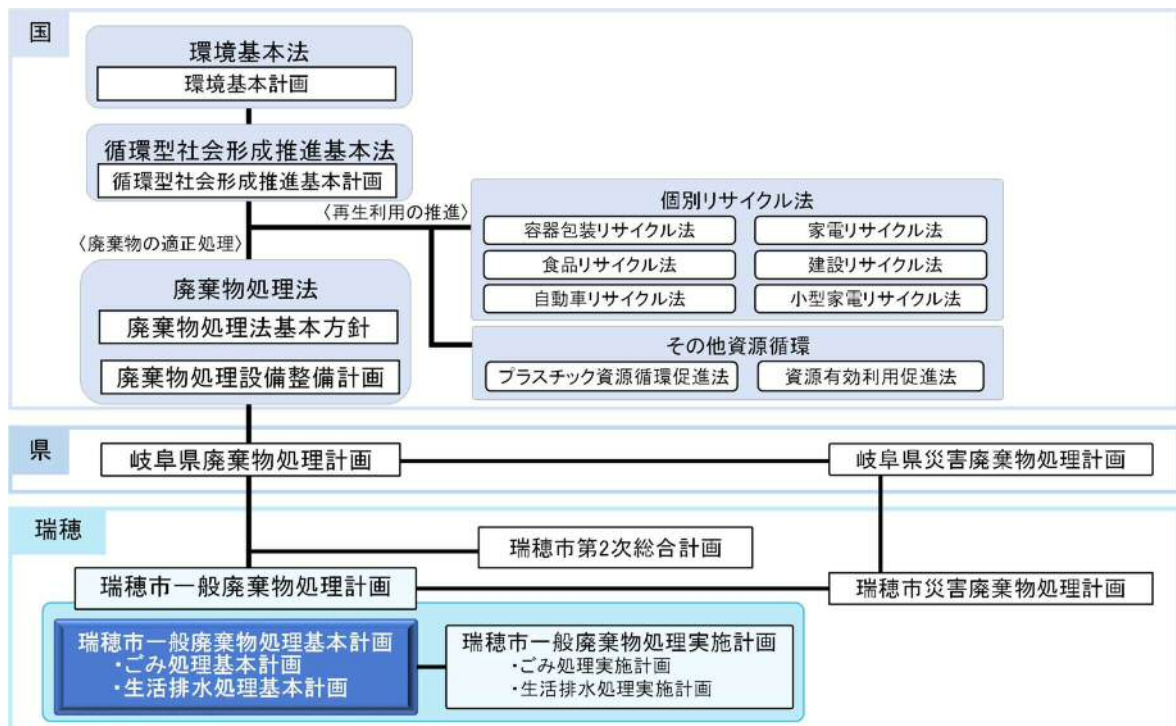


図 1-1 計画の位置づけ

(2) 国際的な関連計画

① SDGs

SDGs は、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、国際社会共通の目標です。



SDGs は、「地球上の誰ひとりとして取り残さない」を基本理念に、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

国は、平成 28（2016）年 5 月に閣議決定された持続可能な開発目標に係る施策の実施について内閣に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を立ち上げ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」というビジョンを掲げています。

本市では、令和 2（2020）年 3 月に策定した「瑞穂市第 2 次総合計画後期基本計画」において、SDGs 達成に向けた事業を進めていくこととしています。

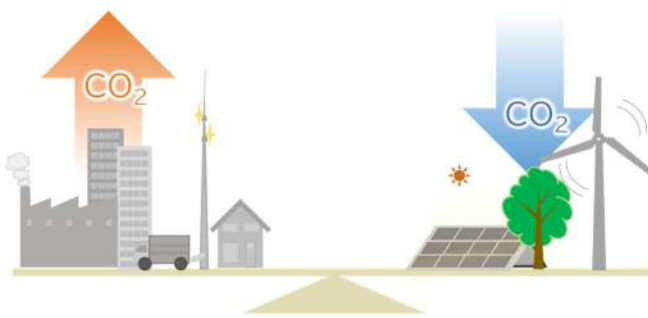
また、令和 3（2021）年 8 月に市長を本部長とする瑞穂市 SDGs 推進本部を設置し、総合的かつ効果的な取組みを推進しています。

② パリ協定

平成 27（2015）年の国連気候変動枠組条約の締約国会議（通称 COP）で合意された「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること、そのため、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスをとるという世界共通の長期目標が掲げられました。

その後、国内でも様々な取組が進められてきましたが、令和 2（2020）年 10 月の内閣総理大臣の所信表明演説において、日本が 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言

されました。これを受けて、令和 3（2021）年 3 月には地球温暖化対策推進法が改正されて、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」の目標や、「2050 年カーボンニュートラル宣言」が基本理念として法に位置付けられました。



令和 3（2021）年 4 月には、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて「2050 年目標と整合的で、野心的な目標として、令和 12（2030）年度に、温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことが表明されました。

また、令和 3（2021）年 10 月には、地球温暖化対策計画や気候変動適応計画が改定されて、カーボンニュートラルに向けた様々な取組が進められています。

本市においても、令和 2（2020）年 6 月に「第 3 次瑞穂市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、子どもや孫、将来世代へ持続可能な状態で引き継いでいくための取組を推進しています。

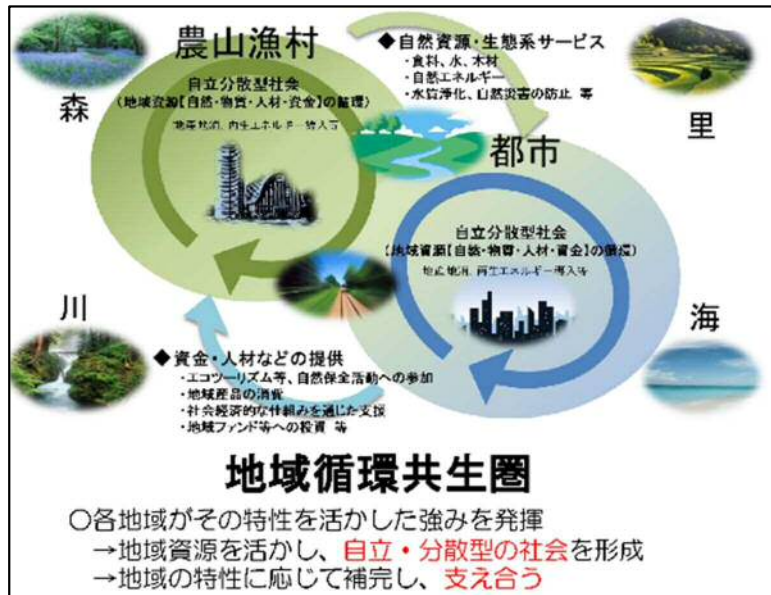
（3）国の関連計画

① 第五次環境基本計画

国の環境基本計画は、環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。

平成 30（2018）年に策定された第五次環境基本計画では、環境の課題、経済の課題、社会の課題が相互に関連し複雑化してきていることを受けて、これらの課題の「同時解決」を SDGs の考え方を活用しながら実現して、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を目指しています。

また、SDGs の考え方を含めた将来的な社会像として、各地域が自立分散型の社会を形成して地域の力を高めた上で、それぞれの得意分野を活かして近隣地域等と協力し合う、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。



出典：環境省 地域循環共生圏形成に向けて パンフレット

② 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められます。

国は、循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性（将来像）として、7つの柱を掲げ、その実現に向けて概ね令和7（2025）年度までに国が講ずべき施策を示した「第四次循環型社会形成推進基本計画」を平成30（2018）年6月に閣議決定しています。

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要				
将来像	持続可能な社会づくりとの統合的な取組			
	・誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界			
	地域循環共生圏形成による地域活性化 ・地域の資源生産性向上 ・生物多様性の確保 ・低炭素化 ・地域の活性化 ・災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ・第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要だけ提供する」	適正処理の推進と環境再生 ・廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ・地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ・震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生	災害廃棄物処理体制の構築 ・災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強化）
目標値	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開			
	・資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界			
	循環分野における基盤整備			
	・情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会			
国の取組	持続可能な社会づくりとの統合的な取組			
	○地域循環共生圏の形成 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○廃棄物エネルギーの徹底活用 ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開			
	地域循環共生圏形成による地域活性化 ○地域循環共生圏の形成・課題の掘り起こし・実現可能性調査への支援 ○コンパクトで強靱なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等 ・プラスチック戦略 ・バイオマス ・金属（都市鉱山の活用） ・土石・建設材料 ・太陽光発電設備 ・おむつリサイクル	適正処理の推進と環境再生 ○適正処理 ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・環境産業全体の健全化・復興 ○環境再生 ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○東日本大震災からの環境再生	災害廃棄物処理体制の構築 ○自治体 ・災害廃棄物処理計画 ・国民へ情報発信、コミュニケーション ○地域 ・地域ブロック協議会 ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○全国 ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用
	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開			
	○国際資源循環 ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○海外展開 ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援			
	循環分野における基盤整備			
	○電子マニフェストを含む情報の活用 ○人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン) ○技術開発等(廃棄物分野のIT活用)			

図 1-2 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

③ 廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）

廃棄物処理法基本方針は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、廃棄物の減量とその他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものとしています。

国は、前回の改正（平成 28（2016）年）以降、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、令和 5（2023）年 6 月に告示されました。

表 1-1 廃棄物処理基本方針の目標値

	項目	令和 7 年度	令和 9 年度
減 量 化 目 標	排出量	平成 24 年度比 約 16%削減	—
	最終処分量	平成 24 年度比 約 31%削減	—
	出口側の循環利用率	—	約 28%に増加
	1 人 1 日あたりの家庭系 ごみ排出量	440g	—
そ の 他 目 標	食品ロス	調査を実施したことがある市町村数を 200 以上に	
	家電リサイクル	回収体制を構築している市町村割合を 100%に	
	使用済み小型電子機器等	再生のための回収を行っている市町村割合を 80%以上に	

④ 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められるものとしています。

新計画は、気候変動への対応について「2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化」の視点を新たに記載し、「3R・適正処理の推進」については、災害時を含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加し、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させた計画となっており、令和 5（2023）年 6 月に閣議決定されました。

表 1-2 廃棄物処理施設整備計画の目標値

項目		2020 年度実績	2027 年度
最終処分量 の削減	ごみのリサイクル率	20%	28%
	最終処分場の残余年数	2020 年の水準（22 年分）を維持する	
廃棄物 エネルギー の利用	ごみ処理施設の発電効率の平均値	20%	22%
	廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	41%	46%

(4) 第三次岐阜県廃棄物処理計画（令和3（2021）年3月）

岐阜県では、廃棄物の減量化と適正処理を推進するための基本方針として「岐阜県廃棄物処理計画」を策定しています。

「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」、「美しい生活環境の保全」、「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱にするとともに、「プラスチックごみ削減の推進」、「食品廃棄物削減の推進」、「各主体との連携強化」を重点分野に位置づけて、取組を推進しています。

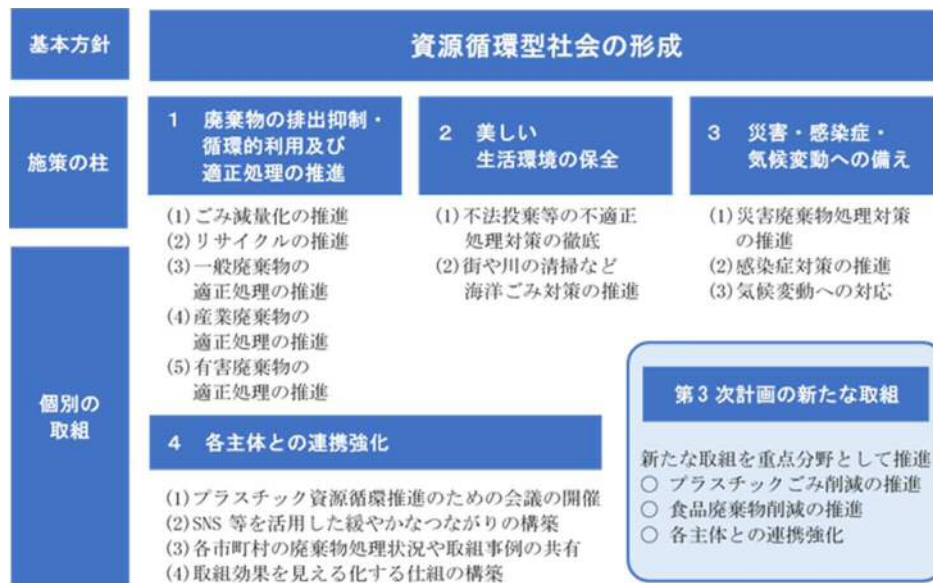


表 1-3 岐阜県廃棄物処理計画の目標値

指標	令和7（2025）年	令和12（2030）年
基本的な目標		
排出量	608千トン	548千トン
再生利用率（量）	28%(170千トン)	29%(159千トン)
中間処理による減量	396千トン	352千トン
最終処分量	42千トン	37千トン
プラスチックごみと食品廃棄物に関連する目標		
1人1日当たり生活系ごみ排出量	629g/人/日	595g/人/日
事業者当たりのごみ削減率（2018年度比）	5%	10%

(5) 本市の関連計画

① 瑞穂市第二次総合計画 後期基本計画（令和3（2021）年3月策定）

瑞穂市が目指す将来都市像、理念、使命など、まちづくりのビジョンを明確化し、政策の基本目標を定め、その実現に向けた市政運営の指針を示すもので、令和2（2020）年度に終了した前期基本計画の施策や事業を検証し、時代や社会の潮流に沿った形でブラッシュアップした後期基本計画が、令和3（2021）年3月に策定されました。

将来像	誰もが未来を描けるまち 瑞穂	
基本視点	1. 育（未来） 子ども・地域・産業を育む 2. 住（暮らし） 良好な住環境を維持・向上する 3. 安（守り） 安全・安心な暮らしを守る 4. 活（輝く） まちの資源や人を活かす	
基本目標		施策分野
1 安全で安心して暮らせるまち	①治水・防災 ②防犯・交通安全	
2 便利で快適に暮らせる美しいまち	①都市基盤 ②交通基盤 ③上水道・下水道 ④自然・衛生環境	
3 心が通う助け合いのまち	①地域コミュニティ ②高齢者福祉 ③地域福祉 ④障がい者福祉 ⑤児童福祉 ⑥社会保障 ⑦医療・健康 ⑧人権・平和	
4 夢あふれ希望に満ちたまち	①子育て支援 ②学校教育 ③生涯学習・地域文化	
5 活気あふれる元気なまち	①農業 ②商工業 ③観光・交流	

2. 計画の対象範囲

本計画の対象区域は、本市全域とします。

3. 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-3 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

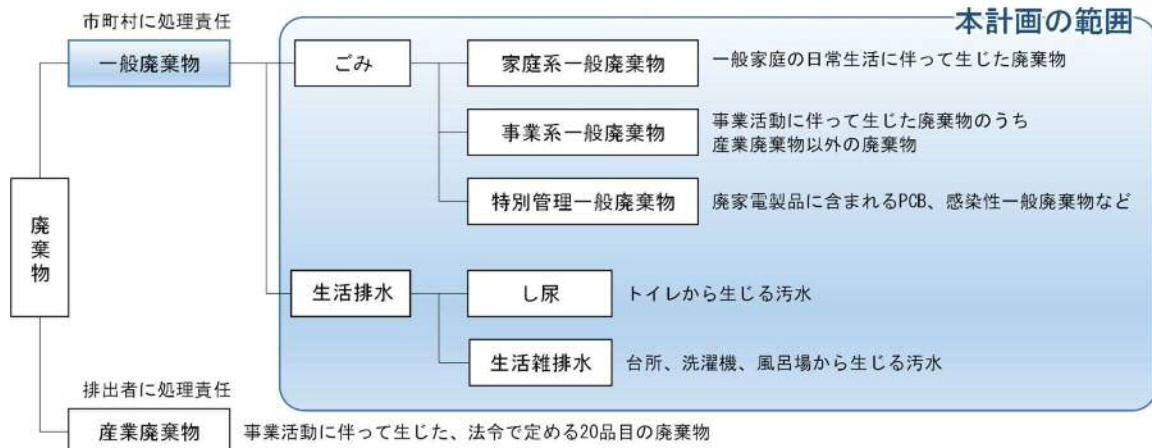


図 1-3 廃棄物の種類と計画の範囲

4. 計画の期間

ごみ処理基本計画策定指針においては、計画期間は 10～15 年とし、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。

本計画は、全体で令和 6（2024）年度から令和 20（2038）年度の 15 年間とし、概ね 5 年ごとに中間目標を立て、見直しを行います。なお、社会経済情勢に変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

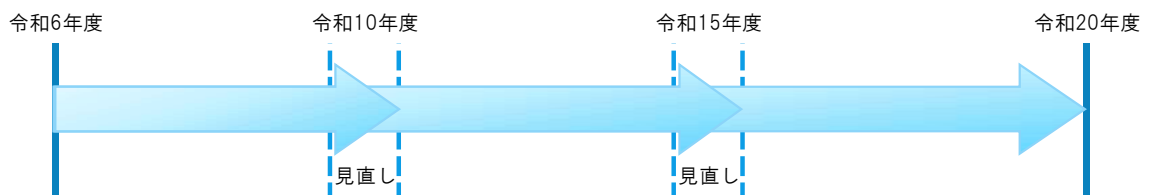


図 1-4 計画の期間

第2章 前計画の総括

1. 前計画の目標達成状況

前計画で数値目標を定めた、1人1日あたりごみ総排出量、1人1日家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、リサイクル率及び生活排水処理率の目標達成状況は、表2-1及び図2-1～図2-5に示すとおりです。

1人1日あたりごみ総排出量及び1人1日家庭系ごみ排出量は、目標値だけでなく、平成29(2017)年度の実績も上回っています。これは、令和2(2020)年度からのコロナ禍の影響により、家庭で過ごす時間が増えたことで、家庭から出るごみが増えたことによるものだと考えられます。

事業系ごみ排出量は減少傾向にありますが、目標値を達成することはできませんでした。

民間回収を含めたりサイクル率は、目標値を達成しています。

また、生活排水処理率は、現時点においては目標値を下回っていますが、微増傾向にあり、目標値に近い状況で推移しています。

表2-1 目標達成状況

項目	基準値	実績値				目標値	達成状況
	平成19年度 (2007)	平成24年度 (2012)	平成29年度 (2017)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
1人1日あたり ごみ総排出量	926 g	746 g	697 g (約25%削減)	724g (約22%削減)	670 g (27%削減)		×
1人1日家庭系 ごみ排出量	[425g] ※2	[370g] ※2	370g	382g (3.2%増加)	350g (H29から 20g削減)		×
事業系ごみ 排出量	[6,130t] ※2	[5,518t] ※2	5,247t	5,099t (148t削減)	4,847t (H29から 400t削減)		×
リサイクル率※1	16.8%	19.1%	17.1% (0.3 ㊦増加)	20.1%注1) 30.4%注2)	30%注2)		○
生活排水処理率	49.5%※3	49.5%	56.1% (6.6 ㊦増加)	60.1% (約11 ㊦増加)	61.2% (約12 ㊦増加)		△

備考：生活排水処理率（汚水衛生処理率）は、計画処理区域内人口（市域における人口）に対する水洗化・生活雑排水処理人口（下水等の集合処理施設人口と合併浄化槽人口の合計）の割合。

※1 前計画後期より、民間回収を含めたりサイクル率を目標値としています。

※2 1人1日家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量については、平成30年度の見直しの際に目標値として設定されたため、参考値として記載しています。

※3 生活排水処理率は、基準年度を平成24年度、目標年度を令和5年度としています。

注1) 基準値と同じ、「環境省の定める集計方法」で算出したリサイクル率

注2) 民間回収を含めたりサイクル率



図 2-1 1人1日あたりごみ総排出量の目標達成状況

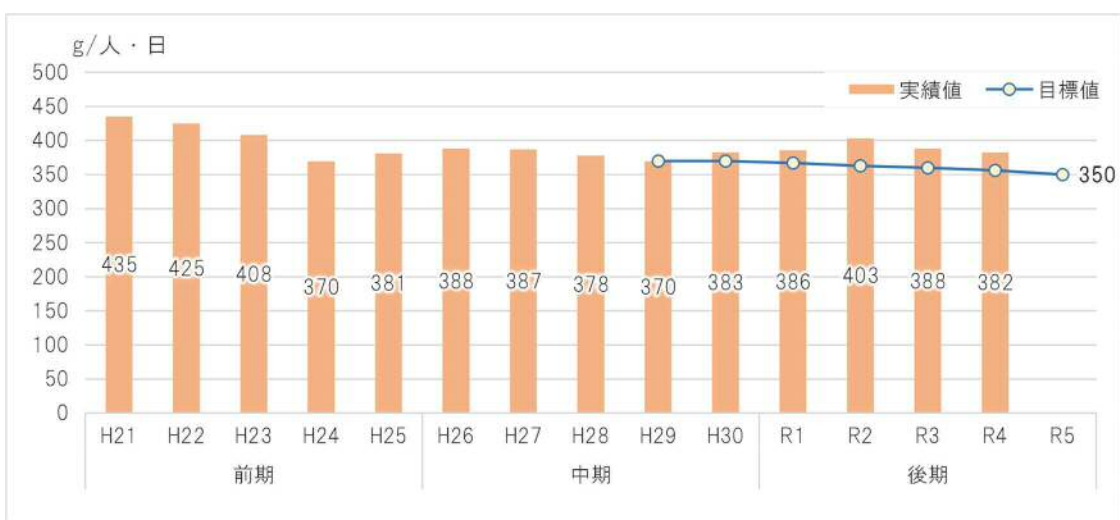


図 2-2 1人1日家庭系ごみ排出量

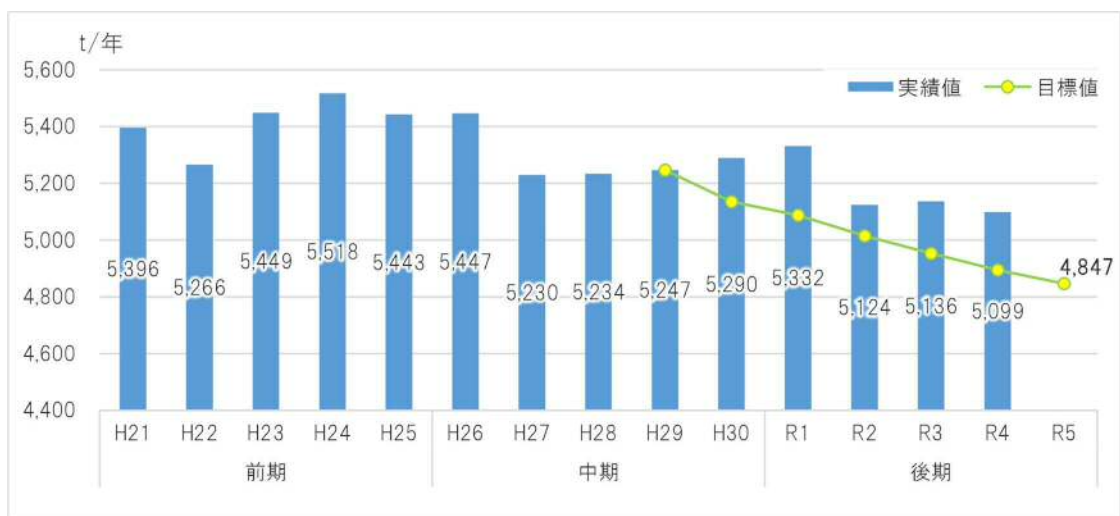


図 2-3 事業系ごみ排出量



図 2-4 リサイクル率の目標達成状況

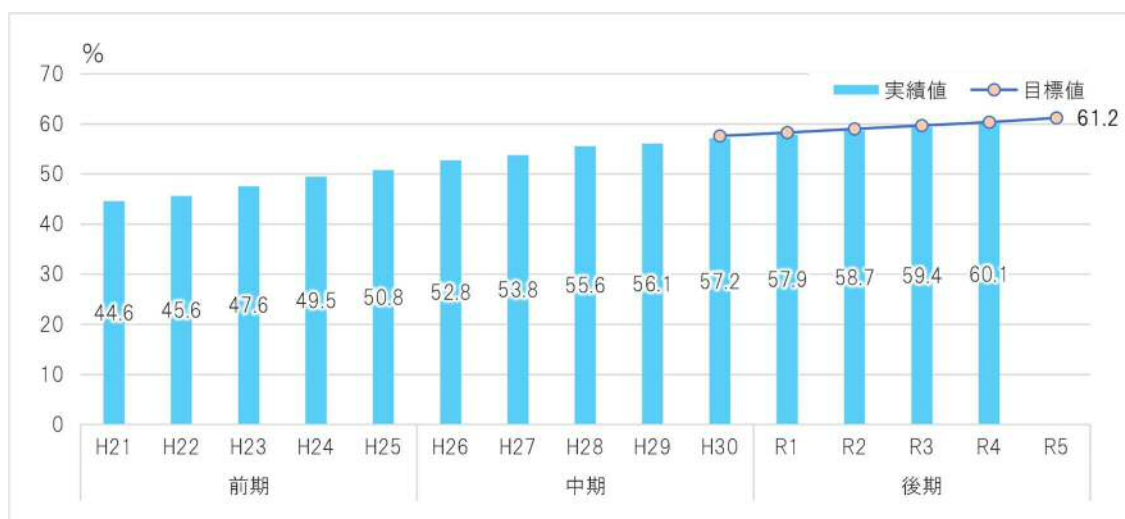


図 2-5 生活排水処理率の目標達成状況

2. 施策の実施状況

前計画で示された施策の実施状況は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2-1 施策の実施状況

項目	No.	施策	実施状況	評価
発生抑制のための取り組み	1	ステーションでの可燃ごみ及び資源ごみ収集回数の見直し	検討したところ、可燃ごみの 1 回あたりの収集量や資源ごみ収集回数の増加により、収集費用が増額するため、現状のままの収集回数が望ましいという結論となりました。	△
	2	小・中学生にごみに関する学習機会の提供	学校との連携により、平成 31 (2019) 年度には穂積中学校で職員による出前講座を実施しました。近年はコロナ禍の影響で、申請はありませんでしたが、継続事業として取り組みます。	○
	3	家庭での生ごみの減量化などの推進	生ごみ処理容器購入補助金制度の活用を広報誌などで周知し、推進しています。	○
	4	マイバック持参運動の推進	レジ袋有料化参加店舗などと協働しながら促進し、市でも令和 2 (2020) 年度にマイバックを作成し、全世帯に配布しました。	○
	5	フリーマーケット等ごみにしない取り組みの推進	女性の会が年 2 回実施しているフリーマーケットの開催支援をしています。近年はコロナ禍の影響で活動を中止していましたが、令和 5 (2023) 年度は 2 回実施予定です。	○
	6	ごみ分別手引きやホームページで分別方法等、わかりやすい情報の提供	ごみ分別手引きについて、令和 3 (2021) 年 3 月に R3 改訂版、令和 4 (2022) 年 12 月に R4 改訂版を出しました。 また、ホームページや広報誌にて、分かりやすい情報提供を継続して取り組みます。	○
	7	廃棄物減量等推進員と連携した啓発	廃棄物減量等推進員と連携し、出前講座などにより市民に対する啓発を行なってきました。近年はコロナ禍の影響で連絡会議を中止していましたが、令和 5 (2023) 年度は 5 月に実施できました。	○
	8	事業系ごみについて広報やホームページで情報提供や啓発を実施	事業者が出すごみは、事業系ごみであることを認識してもらうため情報提供や啓発を推進しています。	○
	9	多量排出事業者に対する減量化指導	西濃環境整備組合に搬入する際、産業廃棄物の疑いがあるごみを積載した車両について聞き取りを行い、適正な廃棄を指導しました。	△

表 2-2-2 施策の実施状況

項目	No.	施策	実施状況	評価
資源化のための取り組み	10	粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直し	美来の森にて資源ごみの持ち込みできる種類を増やし、資源回収を実施しています。	○
	11	粗大ごみ区分の見直し	国の認定事業者と協定を締結し、宅配便によるパソコンを含む小型家電の自宅回収を実施しています。	○
	12	民間回収ルートによる資源化量の把握	令和元（2019）年より年度末に民間業者の協力のもと、実施しています。	○
	13	子ども会・PTA や自治会などによる集団回収の促進	各種団体が実施する集団回収について奨励金の交付制度があることを周知し、集団回収を促進しています。	○
	14	可燃ごみ組成調査の実施	令和元（2019）年度より毎年、可燃ごみを抽出して可燃ごみ中の資源の量を調査しています。	○
収集などの取り組み	15	地域と連携して、収集ステーションの配置や管理のあり方を検討	各自治会の廃棄物減量等推進員と連携して、ごみステーションに関する様々な問題点を解決しています。ごみステーションの新設、移設等の際は配置等を自治会長と相談しながら事業を進めました。	○
	16	空き容器回収機運用方法の見直し	空き容器回収機を撤去した場合、ごみステーションの回収量が大幅に増え、回収量に応じて、委託料も増額となるため、継続していくこととします。	○
	17	高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集の検討	対象者の実態数を把握するのが困難であることから実施できていませんが、今後も調査・検討していきます。	×
	18	粗大ごみ運び出しサービスの検討	他市の事例において、運び出す際に内装への損傷、その補償など問題が発生し、対応が困難となり、事業を中止したことから、市としてのサービスは行わず、地域ボランティア団体の活用を推奨していきます。	○
	19	市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進	環境配慮に関する市の取り組みとして、事務・事業でグリーン購入・契約及び公共事業における温室効果ガスの排出抑制を図る取組等、率先して実行しています。	○

評価指標「○：実施」「△：一部実施」「×：未実施」

第 2 部 ご み 処 理 基 本 計 画

第 1 章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理体制

(1) 分別区分

令和 4（2022）年度における本市の分別区分は、表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1 分別区分（令和 4（2022）年度）

ごみの種類		内 容
可燃ごみ		紙ごみ、生ごみ、衣類、靴、ぬいぐるみ、カイロ、乾燥剤、紙おむつ、汚れたプラスチック製容器包装 など (資源ごみに出せず、可燃ごみ指定袋に入るもの。)
粗大ごみ		(指定袋) CD、延長コード、おもちゃ、カーテン、加湿器、カメラ、空気清浄機、工具、炊飯器、時計 など (シール) 机、いす、たんす、ベッド、ふとん、ストーブ、自転車、ベビーカー など
陶磁器・ガラス類		陶磁器類、ガラス類、耐熱ガラス
資源ごみ	あきびん	無色透明、茶色、その他（一升びん・ビールびん・ドリンクびん・割れびん など）
	カン類	アルミ缶、スチール缶、飲料用以外のカン（一斗缶、菓子缶、スプレー缶 など）
	ペットボトル	PET マークのついているペットボトル（飲料用、酒類用、調味料用）
	プラスチック製容器包装	プラマークのある容器包装（包装用フィルム、玉子ケース、トレイ、カップ麺容器、汎用ポリ袋、豆腐容器 など）
	古紙類	新聞・チラシ、雑誌・古本、ダンボール
	衣類	古着、タオル類、着物、ダウンジャケット、革ジャン、スキーウェア
	剪定木	一般家庭及び農業に伴う剪定木
	回収機	飲料用空き缶
		ペットボトル
戸舎回収	牛乳パック	
	牛乳パック	
有害ごみ		乾電池、電球・蛍光灯、刃物類、ライター
収集しないごみ		分別していないごみ、消火器、医療系廃棄物、プロパンガスボンベ、農機具、オートバイ、自動車、バッテリー、オイルの残っている缶、家庭用パソコン、家電リサイクル品目、事業系ごみ など

出典：瑞穂市ごみ分別の手引き

(2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは、図 3-1 に示すとおりです。

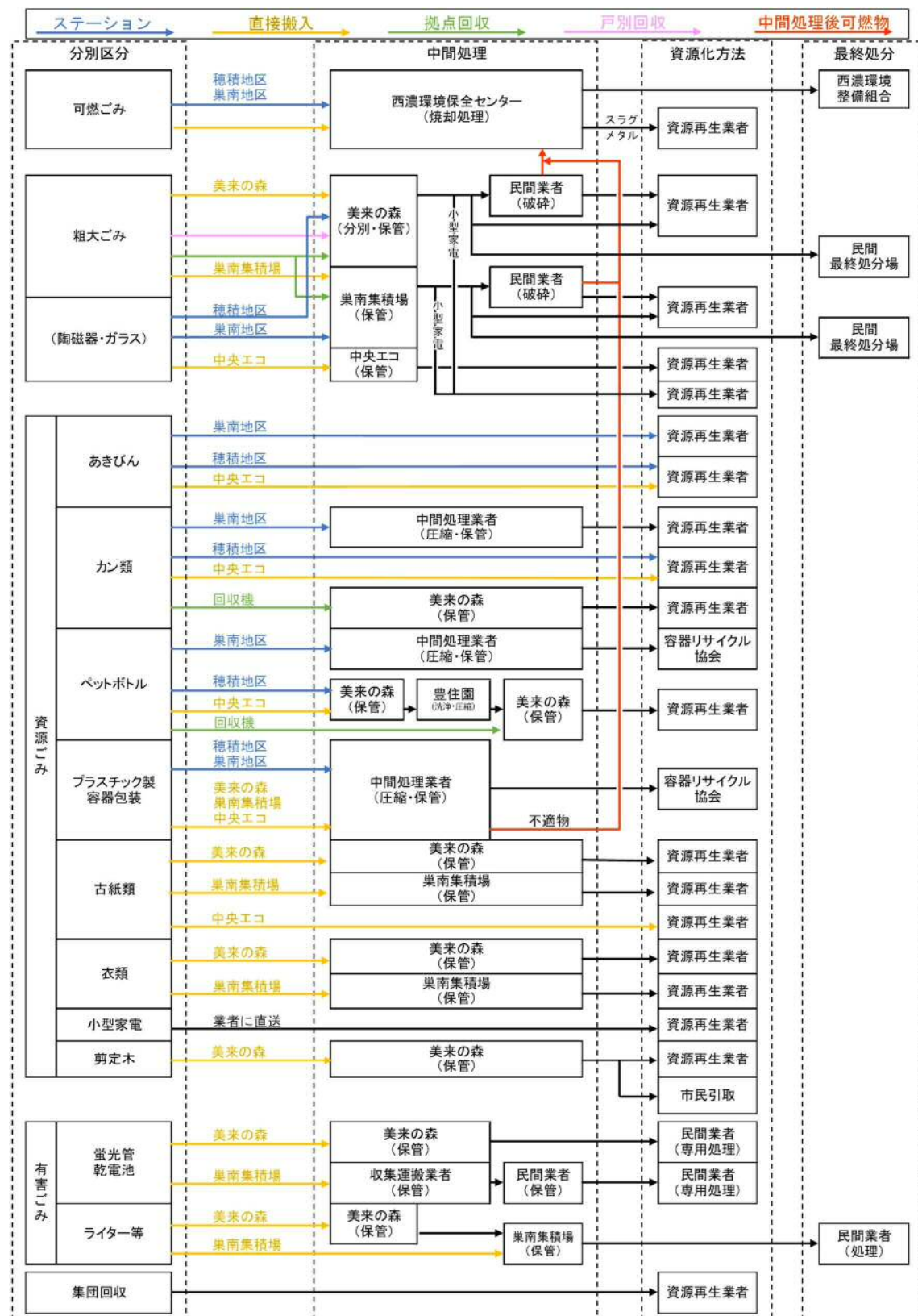


図 3-1 本市のごみ処理フロー（令和 4（2022）年度）

(3) 収集・運搬

本市におけるごみの収集・運搬体制は表 3-2 に、粗大ごみ及び資源ごみの搬入施設は表 3-3 に、拠点回収場所は表 3-4 に示すとおりです。

表 3-2 収集・運搬体制（令和 4（2022）年度）

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器
可燃ごみ		委託	ステーション	週 3 回	指定袋
粗大ごみ		委託	戸別収集	—	—
		委託	拠点回収	各拠点月 1 回	指定袋
陶磁器類・ガラス類		委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
資源 ごみ	あきびん	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
	カン類	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
			回収機	—	回収機
	ペットボトル	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
			回収機	—	回収機
	プラスチック製 容器包装	委託	ステーション	月 1 回（穂積） 月 2 回（巢南）	網かご
有害ごみ		委託	拠点回収	各拠点月 1 回	コンテナ

表 3-3 搬入施設

名称	住所	管理・運営	品目
美来の森	十九条 382-1	瑞穂市	粗大ごみ、資源ごみ
巢南集積場	居倉 840-1	瑞穂市	粗大ごみ、資源ごみ
中央エコセンター	生津天王町 2-50	中央清掃株式会社	資源ごみ

表 3-4 拠点回収場所一覧

校区	回収場所
生津小学校区	馬場公園、生津スポーツ広場
本田小学校区	本田コミュニティセンター、本田団地公民館
穂積小学校区	総合センター、柳一色公園
牛牧小学校区	牛牧南部コミュニティセンター、牛牧団地公民館
巢南中学校区	西ふれあい広場、中ふれあい広場、南ふれあい広場

（４）中間処理

本市の可燃ごみは、西濃環境整備組合（以下、「組合」という。）のごみ処理施設で焼却処理が行われています。資源ごみは、ステーション、美来の森及び空き容器回収機で集められ、業者にて資源化されています。

粗大ごみについては、直接搬入（美来の森及び巣南集積場）、戸別収集及び拠点回収の後、分別・保管され、処理業者に処分を委託しています。

表 3-5 西濃環境整備組合（焼却施設）の概要

項 目	内 容
名 称	西濃環境保全センター
所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字下座倉 1375-1
面 積	敷地面積：44,645m ²
処理能力	270t/日（90t/24h×3 炉）
処理対象物	可燃ごみ
処理方式	① 流動床式焼却炉（90t/日×2 炉） ② ガス化高温熔融一体型直接熔融炉（90t/日×1 炉）
運転管理	直営（西濃環境整備組合）
設計・施工	① 株式会社 荏原製作所、② 新日本製鐵 株式会社
竣 工	① 平成 3（1991）年 3 月、② 平成 15（2003）年 12 月

出典：西濃環境整備組合

（５）最終処分

本市は、最終処分場を有していません。このため、可燃ごみについては、組合による中間処理後、組合の最終処分場で処分しており、粗大ごみについては、美来の森で分別・保管後、民間の処理業者に処分を委託しています。

表 3-6 西濃環境整備組合（最終処分場）の概要

項 目	内 容
名 称	一般廃棄物最終処分場
形 式	被覆型最終処分場（クローズド型）
埋立面積	2,400m ²
埋立容量	19,200m ³
埋立対象物	焼却飛灰、不燃物
埋立期間	平成 28（2016）年（2016）4 月～2031 年 3 月（15 年間）
水処理	凝集沈殿＋砂ろ過
建設期間	着工：平成 25（2013）年 11 月、竣工：平成 28（2016）年 3 月

出典：西濃環境整備組合

2. ごみ処理の実績

(1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 3-2 に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者等によって排出される全ての不要物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである市民による自家処理（生ごみの減量化等）や事業者独自の資源回収・処理によって市で資源回収等がなされているもの等については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち資源ごみと集団回収で集められた資源を除いた処理・処分が必要な可燃ごみ・粗大ごみ及び有害ごみを「家庭系ごみ」とします。

なお、潜在ごみのうち民間事業者による資源回収については、聞き取り調査によって数値を確認しているものの、市民以外が持ち寄った資源が含まれている可能性もあるため、参考値としてリサイクル率の算出に用います。

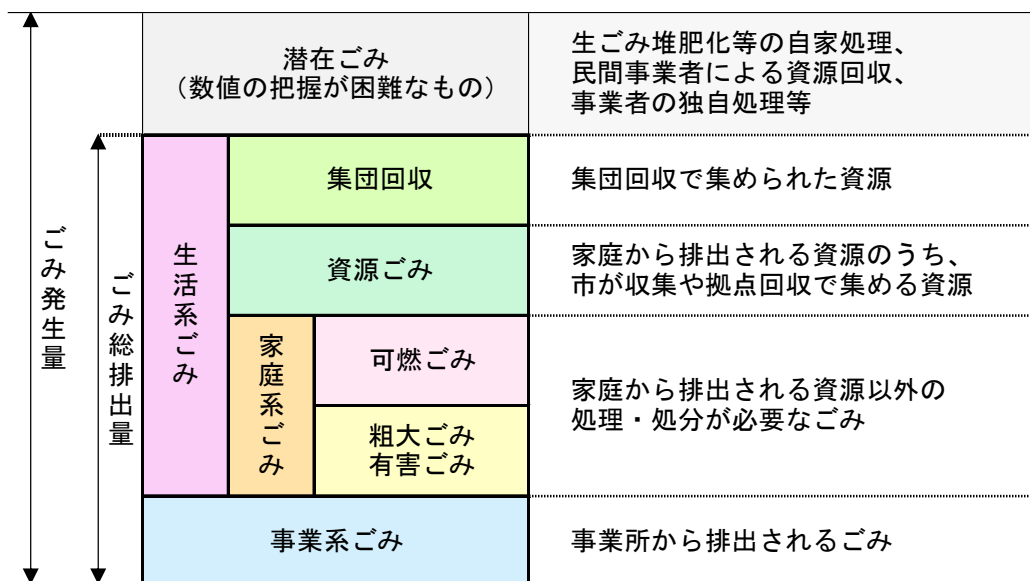


図 3-2 ごみ排出区分の定義

(2) ごみ総排出量・処理量の推移

本市における前計画期間（過去15年間）のごみ排出量、資源化量、中間処理量及び最終処分量の推移は、表3-7及び図3-3～図3-7に示すとおりです。

表3-7-1 ごみ排出量の実績

区分	単位	前期					中期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	
人口	人	51,271	51,634	52,083	52,453	52,822	53,271	53,599	
ごみ発生量	t/年	—	—	—	—	—	—	—	
ごみ総排出量	t/年	16,581.72	15,682.20	15,234.56	14,283.45	14,457.57	14,518.89	14,215.18	
生活系ごみ排出量	t/年	9,713.66	9,479.13	8,980.47	8,132.04	8,367.53	8,578.85	8,645.14	
収集ごみ	t/年	7,227.51	6,949.69	6,884.32	6,778.25	6,953.38	7,127.49	7,207.04	
可燃ごみ	t/年	6,411.98	6,259.72	6,274.43	6,212.83	6,387.60	6,587.60	6,621.00	
資源ごみ	t/年	815.53	689.97	609.89	565.42	565.78	539.89	586.04	
びん	t/年	272.68	236.71	220.97	213.49	205.68	193.39	186.64	
カン類	t/年	164.28	134.70	168.25	143.56	151.90	139.40	157.30	
金物類	t/年	126.45	84.53	—	—	—	—	—	
ペットボトル	t/年	188.37	171.46	153.75	145.73	152.30	146.90	158.40	
プラスチック製容器包装	t/年	63.75	62.57	66.92	62.64	55.90	60.20	83.70	
直接搬入ごみ	t/年	2,486.15	2,529.44	2,096.15	1,353.79	1,414.15	1,451.36	1,438.10	
可燃ごみ	t/年	148.30	160.02	139.44	180.37	198.10	170.60	167.40	
粗大ごみ	t/年	1,571.39	1,568.13	1,348.85	671.15	738.20	765.70	786.70	
資源ごみ	t/年	753.11	780.48	595.32	490.09	456.65	494.86	468.80	
古紙類	t/年	427.48	384.06	204.91	132.28	125.50	110.90	90.30	
衣類	t/年	76.33	83.42	65.35	25.28	28.80	24.60	19.30	
剪定木	t/年	249.30	313.00	325.06	332.53	302.35	350.09	340.78	
中央エコセンター	t/年	—	—	—	—	—	9.27	18.42	
ダンボール	t/年	—	—	—	—	—	2.65	4.32	
新聞	t/年	—	—	—	—	—	2.82	4.20	
雑誌	t/年	—	—	—	—	—	2.65	4.82	
牛乳パック	t/年	—	—	—	—	—	0.02	0.04	
古着	t/年	—	—	—	—	—	0.96	2.23	
びん	t/年	—	—	—	—	—	0.00	0.00	
缶	t/年	—	—	—	—	—	0.17	0.33	
小型家電	t/年	—	—	—	—	—	0.00	2.50	
有害ごみ	t/年	13.35	20.81	12.54	12.18	21.20	20.20	15.20	
事業系ごみ排出量	t/年	5,396.14	5,265.73	5,448.58	5,517.70	5,443.40	5,446.90	5,230.10	
可燃ごみ	t/年	5,396.14	5,265.73	5,448.58	5,517.70	5,443.40	5,446.90	5,230.10	
集団回収(資源回収)	t/年	1,471.92	937.34	805.51	633.71	646.64	493.14	339.95	
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	886	832	799	746	750	747	725	
1人1日家庭系ごみ排出量	g/人・日	435	425	408	370	381	388	387	
中間・資源化処理	焼却量	t/年	12,470.95	12,259.07	12,417.51	12,098.01	12,296.90	12,505.50	12,304.50
	可燃ごみ	t/年	11,956.42	11,685.47	11,862.45	11,910.90	12,029.10	12,205.10	12,018.50
	粗大ごみ焼却量	t/年	514.53	573.60	555.06	187.11	267.80	300.40	286.00
	資源化量	t/年	4,443.91	3,694.23	3,248.79	2,729.79	2,741.32	2,501.39	2,268.37
	資源ごみ	t/年	1,568.64	1,470.45	1,205.21	1,055.51	1,022.43	1,034.75	1,054.84
	集団回収	t/年	1,471.92	937.34	805.51	633.71	646.64	493.14	339.95
	粗大ごみ資源化量	t/年	611.94	475.65	432.75	191.14	275.70	237.90	280.90
	焼却処理に伴う資源化量	t/年	791.41	810.79	805.32	849.43	796.56	735.60	592.69
	リサイクル率	%	26.8	23.6	21.3	19.1	19.0	17.2	16.0
最終処分	最終処分量	t/年	464.37	442.15	425.98	420.61	429.20	436.08	455.55
	焼却処理に伴う最終処分量	t/年	386.60	404.55	384.94	387.14	393.50	400.18	418.35
	粗大ごみ最終処分量	t/年	77.77	37.60	41.04	33.47	35.70	35.90	37.20
	最終処分率	%	2.8	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	3.2

表 3-7-2 ごみ排出量の実績

区分	単位	中期			後期			
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
人口	人	53,909	54,191	54,735	55,016	55,242	55,508	55,977
ごみ発生量	t/年	—	—	16,150.85	16,411.41	17,158.45	17,216.90	16,996.05
ごみ総排出量	t/年	13,991.65	13,792.71	14,171.15	14,293.01	14,779.73	14,704.67	14,786.10
生活系ごみ排出量	t/年	8,457.11	8,281.25	8,632.65	8,699.31	9,198.27	8,889.27	8,861.20
収集ごみ	t/年	7,071.01	6,944.60	6,961.15	7,043.71	7,322.47	7,146.17	7,278.30
可燃ごみ	t/年	6,469.70	6,365.20	6,369.10	6,433.30	6,632.00	6,492.00	6,574.00
資源ごみ	t/年	601.31	579.40	592.05	610.41	690.47	654.17	704.30
びん	t/年	188.11	178.10	176.65	162.91	229.87	231.77	229.80
カン類	t/年	157.10	127.50	137.40	138.70	137.90	127.60	128.70
ペットボトル	t/年	149.60	166.00	175.10	176.70	178.60	135.10	188.50
プラスチック製容器包装	t/年	106.50	107.80	102.90	132.10	144.10	159.70	157.30
直接搬入ごみ	t/年	1,386.10	1,336.65	1,671.50	1,655.60	1,875.80	1,743.10	1,582.90
可燃ごみ	t/年	171.00	130.60	225.40	278.60	269.30	182.30	165.00
粗大ごみ	t/年	779.80	787.21	1,037.40	1,037.20	1,207.80	1,168.50	1,054.60
資源ごみ	t/年	420.30	392.24	390.80	321.40	379.50	374.20	344.40
古紙類	t/年	90.10	80.80	80.40	75.40	92.90	79.70	67.80
衣類	t/年	17.40	16.60	17.00	18.20	43.10	27.30	21.40
剪定木	t/年	296.92	281.29	277.30	192.00	205.00	221.20	210.10
中央エコセンター	t/年	15.88	13.55	16.10	35.80	38.50	46.00	45.10
ダンボール	t/年	4.42	2.86	2.80	17.50	21.10	26.10	26.00
新聞	t/年	5.48	3.55	3.10	4.00	3.80	4.70	3.20
雑誌	t/年	3.55	3.05	3.20	3.60	4.50	4.80	4.40
牛乳パック	t/年	0.10	0.04	0.00	0.00	0.20	0.30	0.30
古着	t/年	1.48	1.29	1.20	1.40	3.10	2.50	1.70
びん	t/年	0.00	1.23	2.30	3.40	4.70	6.40	8.00
缶	t/年	0.25	0.45	0.60	0.80	1.10	1.20	1.50
小型家電	t/年	0.61	1.09	2.90	5.10	—	—	—
有害ごみ	t/年	15.00	26.60	17.90	18.40	19.20	18.10	18.90
事業系ごみ排出量	t/年	5,234.40	5,246.80	5,289.50	5,331.90	5,124.10	5,136.20	5,099.10
可燃ごみ	t/年	5,234.40	5,246.80	5,289.50	5,331.90	5,124.10	5,136.20	5,099.10
集団回収(資源回収)	t/年	300.14	264.67	249.00	261.80	457.36	679.20	825.80
民間の無人回収所などの古紙等の回収量	t/年	—	—	1,979.70	2,118.40	2,378.72	2,512.23	2,209.95
1人1日あたりごみ発生量	g/人・日	—	—	808	815	851	850	832
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	711	697	709	710	733	726	724
1人1日家庭系ごみ排出量	g/人・日	378	370	383	386	403	388	382
焼却量	t/年	12,169.80	12,035.50	12,231.10	12,444.90	12,589.20	12,364.00	12,324.40
可燃ごみ	t/年	11,875.10	11,742.60	11,884.00	12,043.80	12,025.40	11,810.50	11,838.10
粗大ごみ焼却量	t/年	294.70	292.90	347.10	401.10	563.80	553.50	486.30
資源化量	t/年	2,148.08	2,354.41	2,745.52	2,435.92	2,895.42	2,802.51	2,964.47
資源ごみ	t/年	1,021.61	971.64	982.85	931.81	1,069.97	1,028.37	1,048.70
集団回収	t/年	300.14	264.67	249.00	261.80	457.36	679.20	825.80
粗大ごみ資源化量	t/年	251.70	265.91	333.70	276.00	324.20	317.20	279.60
粗大ごみ委託処理量	t/年	—	—	173.80	192.50	108.20	58.60	66.80
有害ごみ	t/年	—	—	17.90	18.40	19.20	18.10	18.90
焼却処理に伴う資源化量	t/年	574.63	852.20	988.27	755.41	916.49	701.04	724.67
リサイクル率	%	15.4	17.1	19.4	17.0	19.6	19.1	20.1
民間回収を含む資源化量	t/年	—	—	4,725.22	4,554.32	5,274.14	5,314.74	5,174.42
民間回収量	t/年	—	—	1,979.70	2,118.40	2,378.72	2,512.23	2,209.95
リサイクル率(民間回収含む)	%	—	—	29.3	27.8	30.7	30.9	30.4
最終処分量	t/年	524.49	423.44	449.93	464.86	482.74	584.29	517.85
焼却処理に伴う最終処分量	t/年	486.79	385.14	398.73	415.66	415.44	492.09	435.05
粗大ごみ最終処分量	t/年	37.70	38.30	51.20	49.20	67.30	92.20	82.80
最終処分率	%	3.7	3.1	3.2	3.3	3.3	4.0	3.5

① ごみ総排出量

本市における過去 15 年間のごみ総排出量の状況は、図 3-3 及び図 3-4 に示すとおりであり、ごみ総排出量は 15 年間で減少しています。

発生原単位を見ると、「1 人 1 日あたりごみ総排出量」は平成 29（2017）年度まで、「1 人 1 日家庭系ごみ排出量」は平成 24 年度までは概ね減少傾向を示し、それ以降は変動しながらも、概ね横ばいの状態で推移しています。

しかし、令和 2（2020）年度からの新型コロナウイルス感染症の発生によって家庭で過ごす時間が増えたことから、家庭系ごみが一時的に増加しました。

また、集団回収の実施件数が令和 2（2020）年度より増加し始めたことも重なり、「1 人 1 日あたりごみ総排出量」は、後期計画の基準年度（平成 29 年度）を超える水準で推移しています。

一方で、ごみ排出量の約 4 割を占める事業系ごみは令和 2（2020）年度に減少し、以降は横ばいで推移しています。

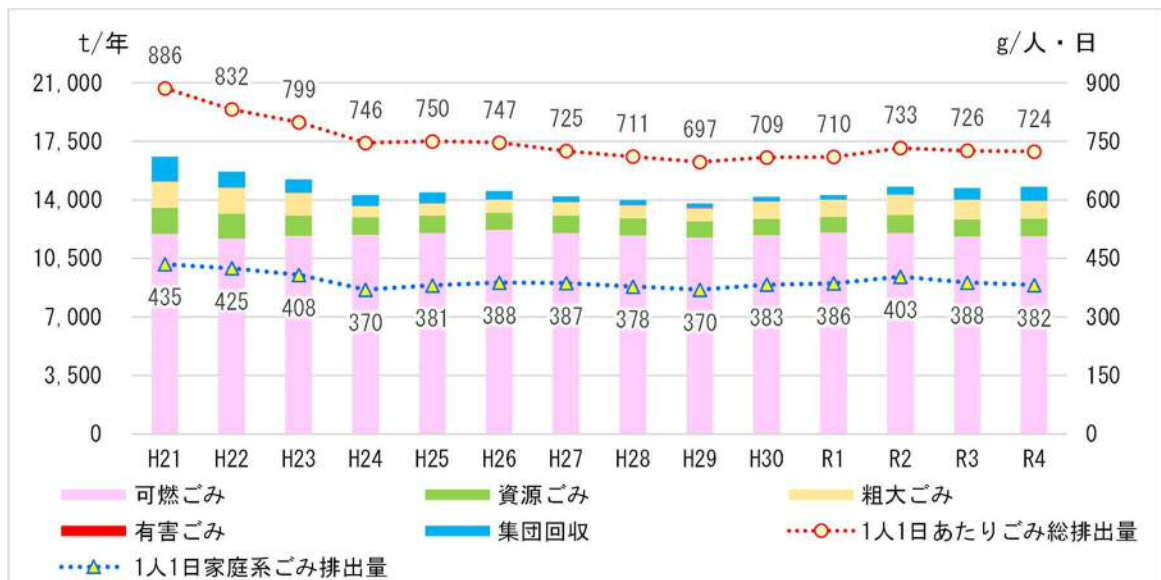


図 3-3 ごみ排出量の実績

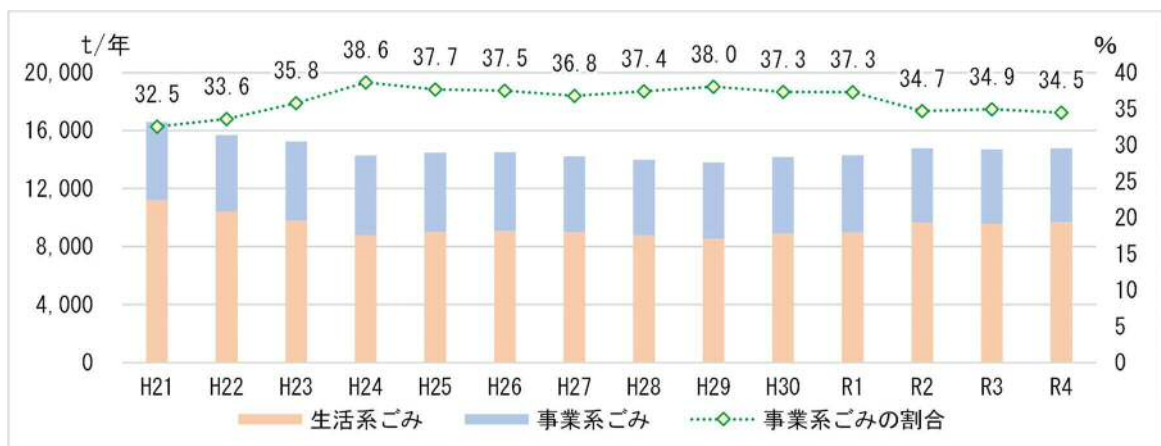


図 3-4 事業系ごみ排出量の実績

② 資源化量・リサイクル率

本市における過去 15 年間の資源化量・リサイクル率の状況は、図 3-5 に示すとおり、平成 28（2016）年度までは減少していましたが、現在は回復傾向にあります。

これは、令和 2（2020）年度より集団回収量が増加したことが主な要因です。

また、近年増加しつつある民間の無人回収所からの回収量を含めた場合のリサイクル率は、30%を超えています。

民間の無人回収所の回収量を合計した資源化量は、平成 21 年度の資源化量の数値を上回っています。これは、市民が新聞・雑誌・ダンボールなどの古紙等を排出する場所が、排出できる日時が限定されている市の回収場所から、いつでも排出可能な無人回収所に変化していったためであると考えられます。

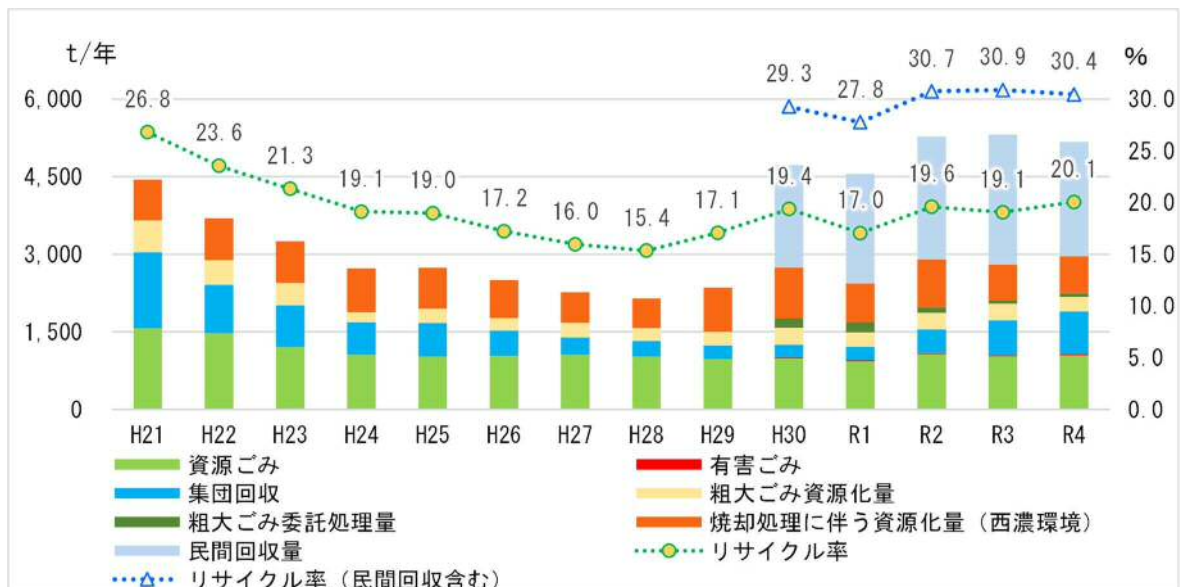


図 3-5 資源化量・リサイクル率の実績

③ 中間処理量（焼却処理量）

本市における過去 15 年間の組合での中間処理量（焼却処理量）の状況は、図 3-6 に示すとおり、概ね横ばいで推移しています。

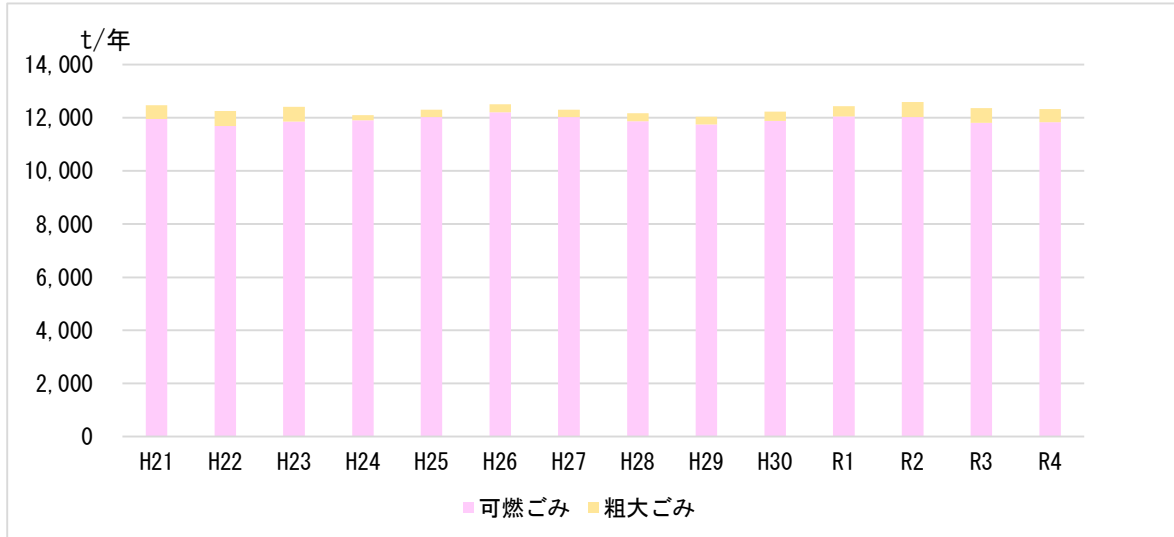


図 3-6 中間処理量（焼却処理量）の実績

④ 最終処分量・最終処分率

本市における過去 15 年間の最終処分量・最終処分率の状況は、図 3-7 に示すとおり、微増しています。

平成 28（2016）年度及び令和 3（2021）年度は、焼却処理に伴う最終処分量が増加し、また、令和 3（2021）年度は粗大ごみ最終処分量も増加したことから、一時的な増加がみられました。

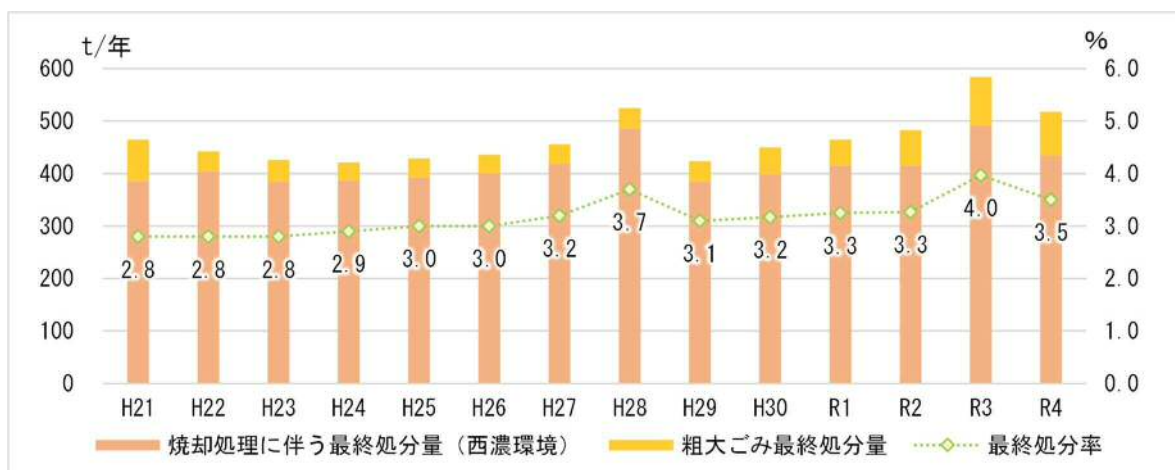


図 3-7 最終処分量・最終処分率の実績

（３）可燃ごみ組成調査結果

家庭から排出される可燃ごみ（家庭系可燃ごみ）について、その組成を分析し、ごみ組成や分析状況及び資源化が可能な資源の混入状況を把握するため、令和元（2019）年１月から、可燃ごみの組成調査を実施してきました。

令和元（2019）年度から令和４（2022）年度までの各地区及び市全体の組成調査結果は図３-8 に、令和４（2022）年度の市全体の詳細な調査結果は図３-9 に示します。

年度によって変動はありますが、可燃ごみに含まれる資源は２割を超えることが多く、またその資源の内訳は、プラスチック製容器包装と雑がみが多い傾向にあります。

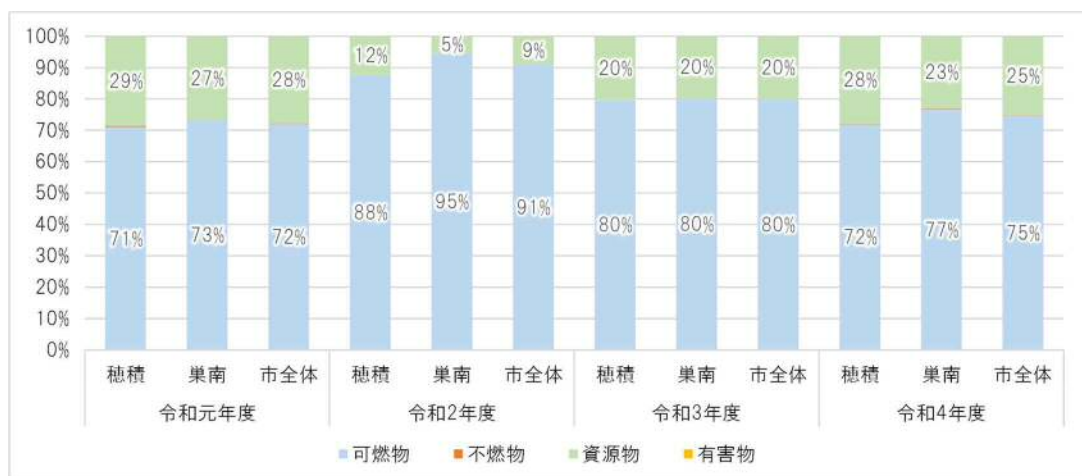


図 3-8 可燃ごみ組成分析調査結果（令和元（2019）年度～令和４（2022）年度）

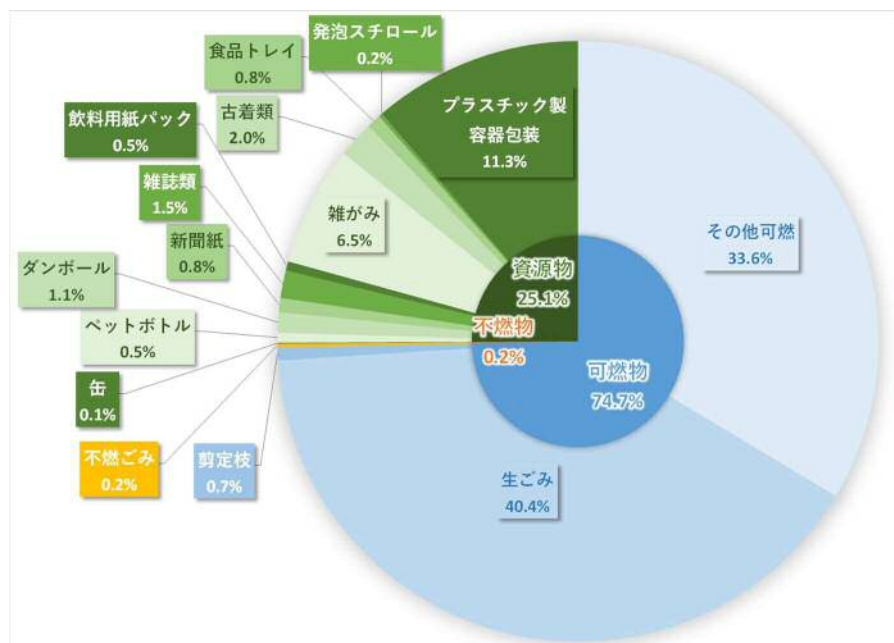


図 3-9 可燃ごみ組成分析調査（令和４（2022）年度）

(4) ごみ処理経費の実績

本市のごみ処理経費について一般廃棄物処理実態調査より抽出しました。

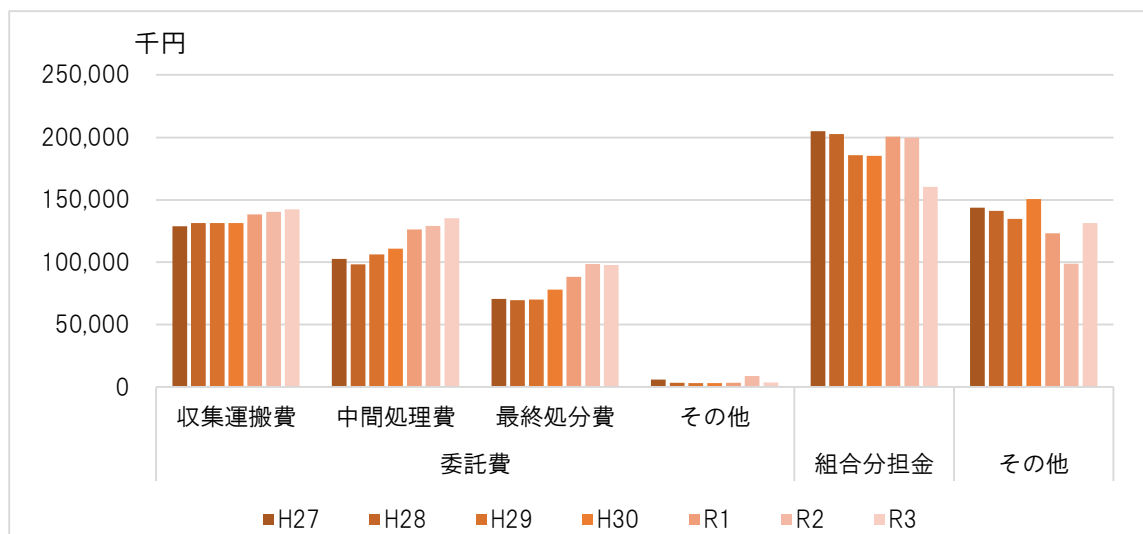
経費の中で最も高額な組合分担金が減少傾向にあるものの、委託費が業者の価格改定によって上昇傾向にあります。

組合分担金を除いたごみ処理経費は、令和 3（2021）年度には 5 億円を超過しています。

表 3-8 ごみ処理経費の推移

単位：千円

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
委託費	収集運搬費	128,921	131,442	131,479	131,386	138,420	140,398	142,401
	中間処理費	102,620	98,154	106,065	110,728	126,428	129,150	135,433
	最終処分費	70,533	69,615	70,134	78,055	88,139	98,414	97,575
	その他	5,905	3,396	3,123	3,246	3,415	8,839	3,702
組合分担金		204,918	202,724	185,715	185,419	200,659	199,866	160,414
その他		143,907	141,196	134,849	150,669	122,982	98,673	131,614
合計		656,804	646,527	631,365	659,503	680,043	675,340	671,139
分担金除く		451,886	443,803	445,650	474,084	479,384	475,474	510,725



出典：環境省一般廃棄物実態調査

図 3-10 ごみ処理経費の推移

（５）ごみ処理の評価（組合構成市町平均値との比較）

本市のごみ処理の状況を、表 3-9 に示す 5 つの項目について一般廃棄物処理実態調査※3 より抽出し、組合構成市町の平均値と比較・評価しました。

図 3-11 は、令和 3（2021）年度における組合構成市町平均値を 100 とした時の本市の評価値の比率を表しており、100 よりも大きな値であると高評価になることから、レーダーチャートの五角形の面積が大きいほど、ごみ処理が優れていることを表します。

本市の評価値は全ての項目において、組合構成市町の平均よりも良好な評価となっています。

表 3-9 5 つの評価項目及び評価値（令和 3（2021）年度実績）

	単位	瑞穂市※4	構成市町平均	評価値
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	707	812	112.9
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	377	483	121.9
リサイクル率	%	16.2	15.5	104.5
最終処分率	%	4.0	4.7	114.9
1人あたりごみ処理費用	円/人・年	10,860	12,567	113.6

出典：環境省一般廃棄物実態調査

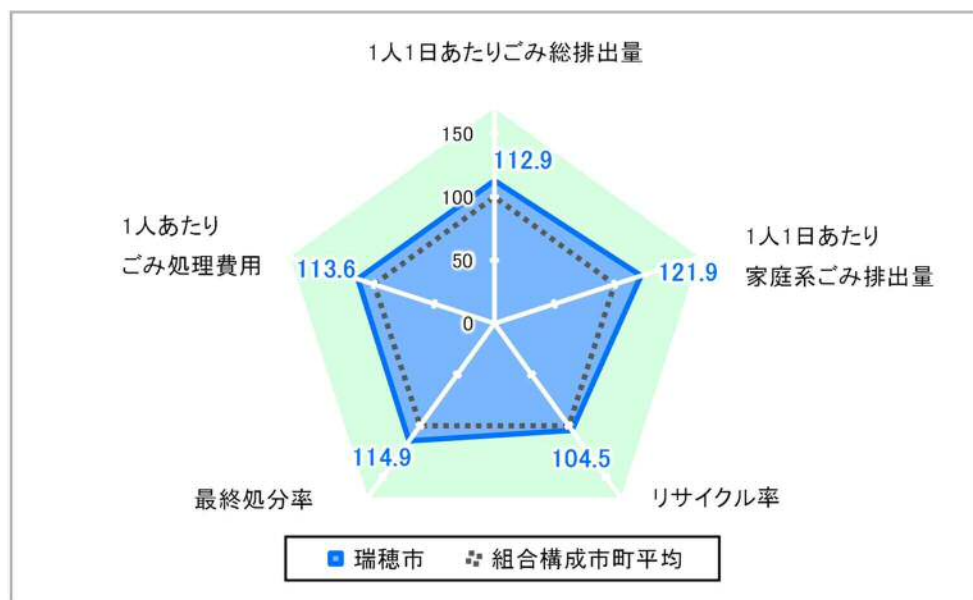
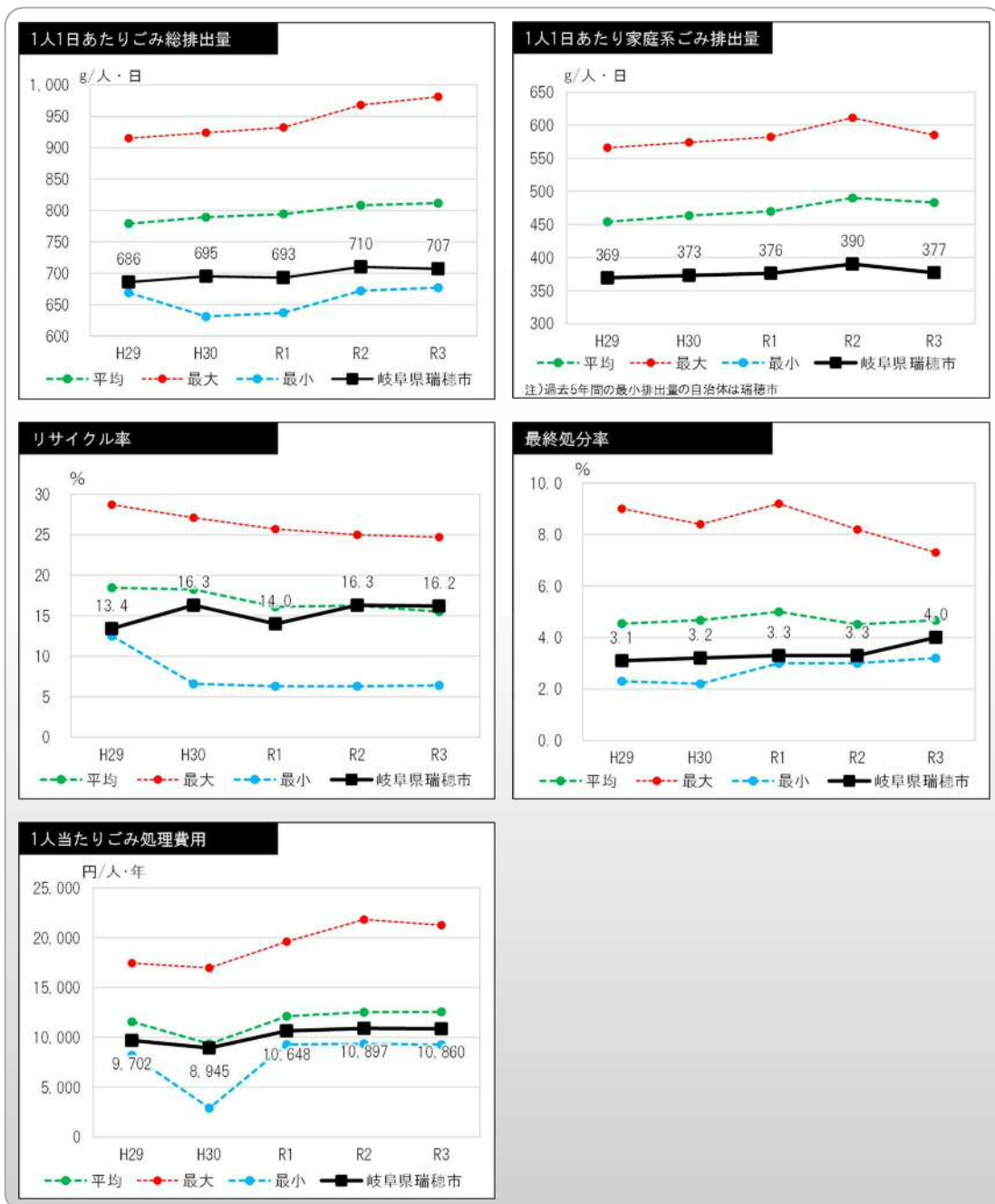


図 3-11 本市のごみ処理の評価（組合構成市町平均値との比較）

※4 自治体が把握している実績と異なる場合があります。

図 3-12 は、過去 5 年間に於ける組合構成市町と本市のごみ処理の推移であり、「リサイクル率」は数字が高いほど良い状態、それ以外の項目は数値が低いほど良いと言えます。

本市のリサイクル率は上昇傾向であり、令和 2（2020）年度からは平均を超えています。また、その他の項目は全ての年度において平均以下であり、組合構成市町の中では良好なごみの処理が行われていると言えます。



出典：環境省一般廃棄物実態調査

図 3-12 本市と組合構成市町のごみ処理の推移

3. アンケート調査結果

一般廃棄物処理基本計画改定にあたり、住民満足度を把握するとともに、ごみ出しの状況やごみに対する考えを把握し、計画策定の資料とすることを目的にアンケート調査を行いました。

(1) 調査の概要

調査の概要は、表 3-10 に示すとおりです。

表 3-10 アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	瑞穂市民：1,001 名 〔 廃棄物減量等推進員：102 名 住民基本台帳から無作為に抽出した 20 歳以上：899 名 〕
調査方法	郵送による送付・回収、無記名式
実施期間	令和 5（2023）年 6 月 30 日（送付日）～7 月 21 日（回収期限）
回収状況	回収数：427 通（推進員 76 通、一般市民 351 通） 回収率：42.7% 標本誤差※5：4.8%

(2) 調査結果（抜粋）

後述するごみ処理の課題に関するアンケート結果を、以下に抜粋します。

再使用の取り組み（リユース）として、普段の生活で実践していることをお教え下さい（複数回答可）。

詰め替え商品の購入及びその容器をくり返し使用する取り組みについては、多くの方が実践されていました。

その他の回答は多くても 2 割程度と低めのため、啓発が必要です。



図 3-13 普段の生活で実践している再使用の取り組み

※5 標本誤差とは、アンケート結果の正確さを表す数値。

本調査は国が実施している調査の目安である「誤差率 5%以下」を下回る、良好な結果でした。

資源化の取り組み（リサイクル）として、普段の生活で実践していることをお教え下さい（複数回答可）。

市のルールに従った分別以外にも、店頭や民間の無人回収所を利用されている方や、家電買い替えの際に引き取りを依頼している方が 6 割程度おります。

一方で、4 人に 1 人が金属を無料回収業者に出していると回答しており、適切な処理方法を啓発していく必要があります。



図 3-14 普段の生活で実践している資源化の取り組み

プラスチック製容器包装はどこへ出していますか？（複数回答可）

ご回答頂いた方の 9 割以上がリサイクルを実施しており、その内 6 割以上の方がごみステーションに排出しています。

また、4 人に 1 人が可燃ごみで捨てていると回答されていましたが、収集回数が少ない穂積地区にお住まいの方や、集合住宅にお住まいの方が、可燃ごみで捨てる割合が比較的高い傾向にありました。

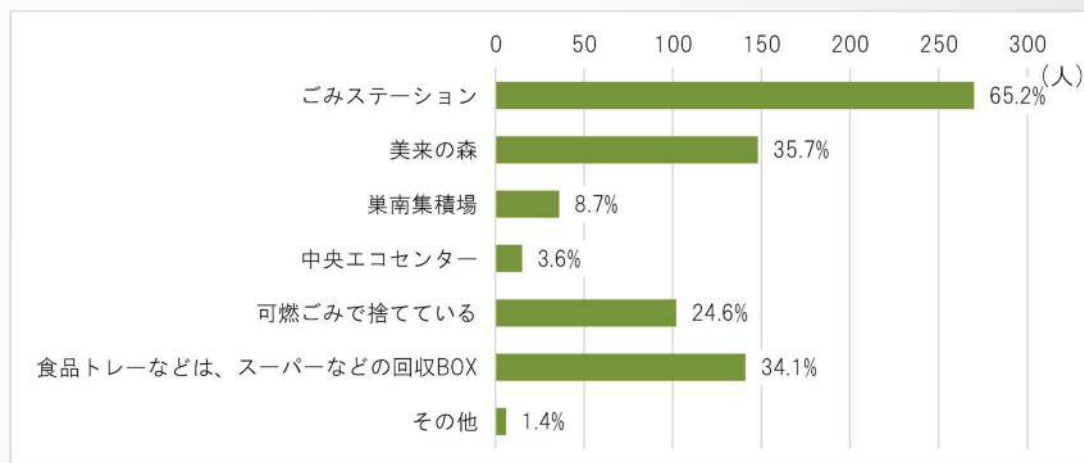


図 3-15 プラスチック製容器包装の排出先

プラスチック製容器包装を可燃ごみで捨てる理由についてお教えてください（複数回答可）。

プラスチック製容器包装を可燃ごみで捨てている方の3人に1人が、汚れを落とすことが手間であると回答しており、また、4人に1人が、収集頻度が少なく、保管しておけないためと回答していました。

また、その他の回答の過半数が、洗っても汚れが落ちない場合や、においが気になるためと回答しており、やむを得ずに捨てている方も多いことが確認できました。

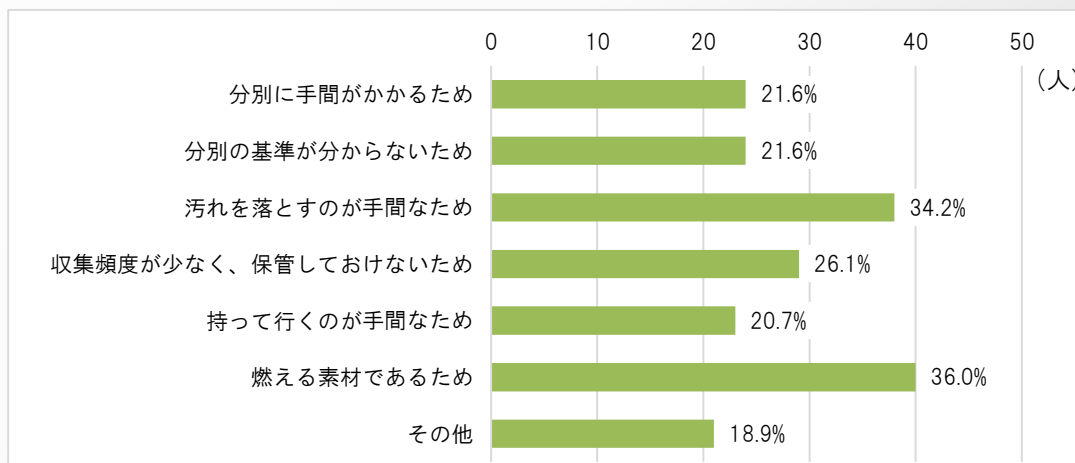


図 3-16 プラスチック製容器包装を可燃ごみで捨てる理由

瑞穂市の可燃ごみの中の4割程が生ごみであり、その中には、「食品ロス」が3割程度含まれていると予測されています。

食品ロスを減らす取り組みについて、普段の生活で実践していることをお教えてください（複数回答可）。

家庭でできる内容については、実践されている割合が高いことが確認できました。

「てまえどり」を始めとする、外出時にできる取り組みについては、啓発による効果を見込むことができるのではないかと考えられます。



図 3-17 普段の生活で実践している食品ロス削減の取り組み

また、戸別回収を依頼される方は戸建住宅にお住まいの方が多く、集合住宅にお住まいの方は、家に放置する割合が高い傾向にあります。

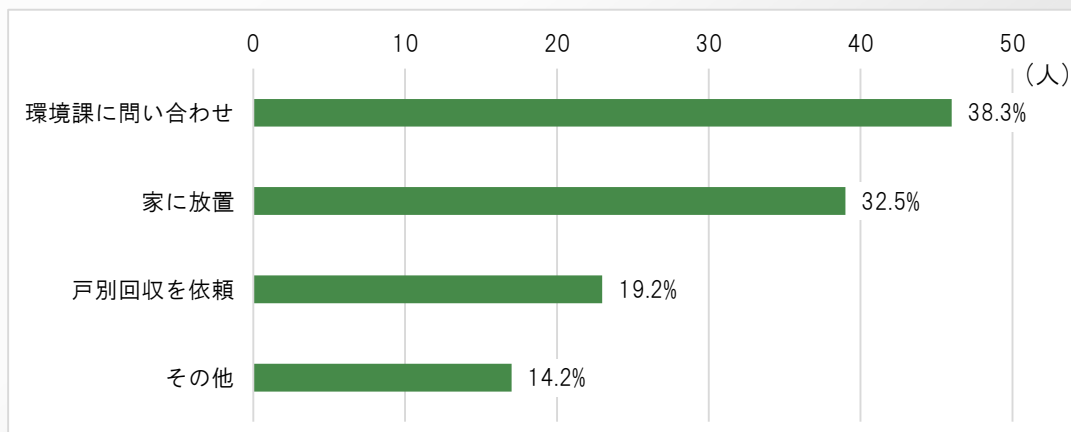


図 3-18 ごみの出し方で困った内容

また、台数を増やしてほしいという意見や、公民館等の場所にも設置を希望する意見もありました。



図 3-19 空き容器回収機
周辺地域

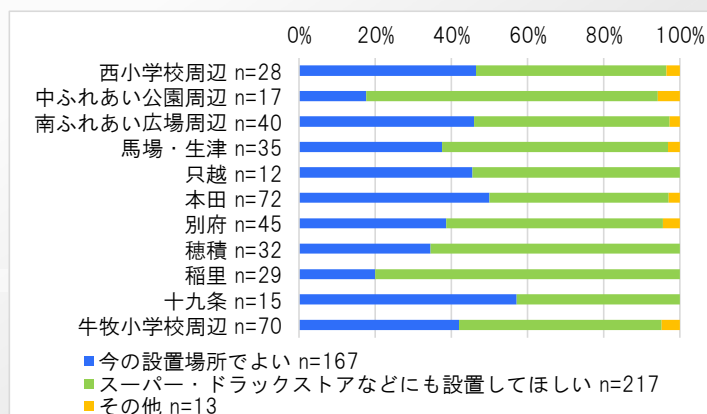


図 3-20 空き容器回収機の設置場所について

（３）住民満足度

『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』に示されている調査項目についてアンケート調査を実施し、住民満足度指数を算出しました。

調査の結果、住民満足度は「3.9」となり平均点 3 点を大きく上回る良好な結果となりましたが、情報公開に関する認知度（67.8%）は低いことから、市民にとってより一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があります。

表 3-11 住民満足度アンケート調査項目

項目	設 問
取組	瑞穂市の「ごみ減量・再使用・リサイクル」（3R）への取組に満足していますか？
情報公開	ごみ処理や 3R の情報公開や提供に満足していますか？
収集	ごみの収集（収集回数や分別区分など）に関して満足していますか？
清潔さ	瑞穂市の街の清潔さに満足していますか？

表 3-12 住民満足度算出結果

項目	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	総回答数	有効回答数	得点	平均点
取組	89	151	43	12	105	400	295	1,147	3.9
情報公開	58	137	60	17	129	401	272	975	3.6
収集	172	140	51	17	27	407	380	1,539	4.1
清潔さ	89	221	47	12	38	407	369	1,435	3.9
総合評価									3.9

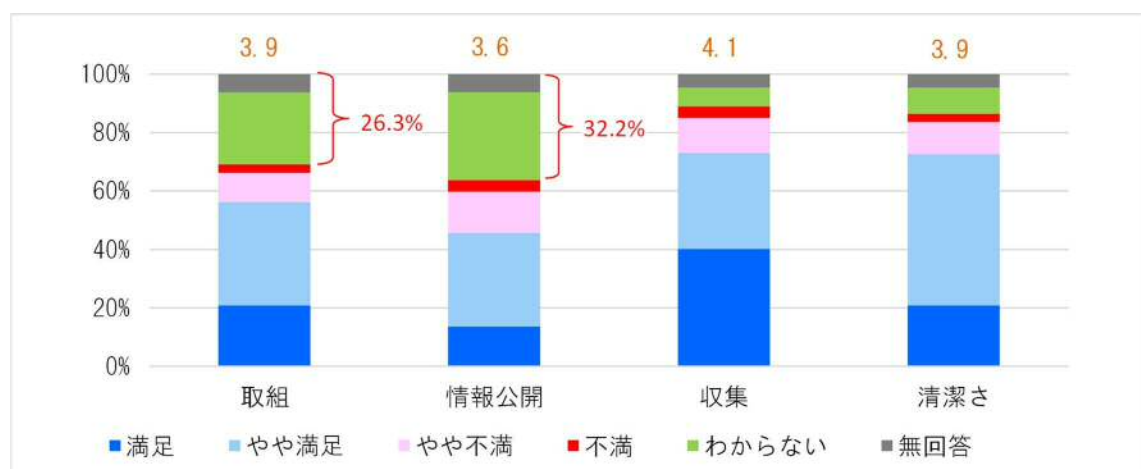


図 3-21 住民満足度調査結果

4. ごみ処理の課題

ごみ処理の現状や国の方向性から抽出した課題と、今後の瑞穂市が歩むべきごみ行政の方向性は、図 3-22 に示すとおりです。

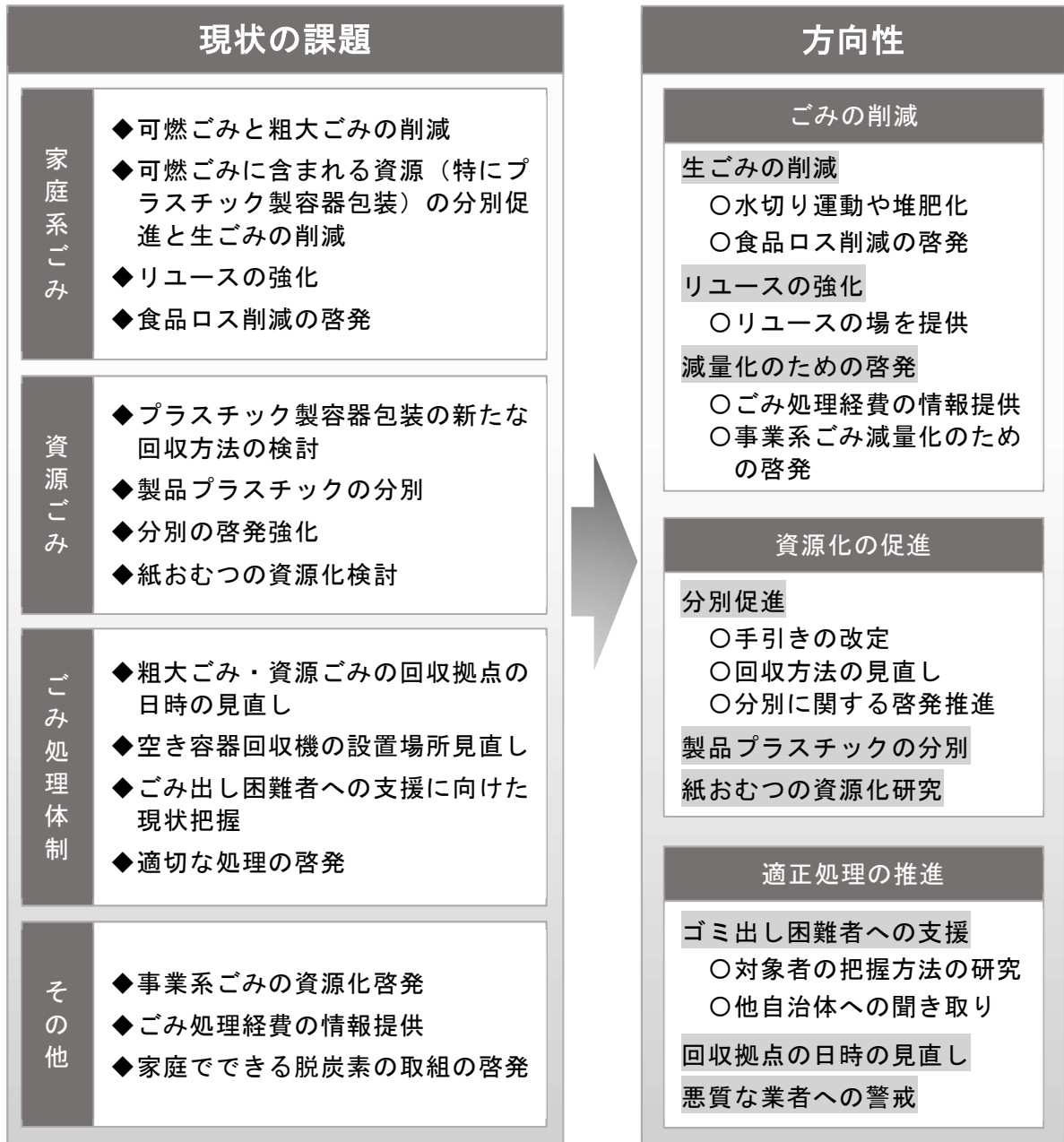


図 3-22 ごみ処理の課題と方向性

第2章 ごみ処理計画

1. 基本的方針

廃棄物処理の分野において目指すべき姿は、「脱炭素社会・循環経済の実現」です。

わが国においては持続可能な社会経済システムを実現するために、令和 2（2020）年のパリ協定より「2050 年カーボンニュートラル」に向けた脱炭素化の推進を、また、令和 3（2021）年 10 月の地球温暖化対策計画改定より、3R+Renewable^{※6}をはじめとする循環経済への移行を進めてきました。

本市においても、未来の瑞穂市やそこに住む私たちの子どもたちに良好な生活環境を引き継ぐためには、更なる「脱炭素社会・循環経済」のための取組が必要であり、市民・事業者・行政の 3 者が協力・連携して実現していくことが求められています。

そのため、以下の廃棄物処理の優先順位を心がけ、環境への負荷が出来る限り低減される「脱炭素社会・循環経済」の構築を目指していくものとします。

【廃棄物処理の優先順位】

- 1：できる限り廃棄物を出さない（**発生抑制**:Reduce）
- 2：同じ形状のまま再利用する（**再使用**:Reuse）
- 3：物質として再資源化し、再生品を優先利用する（**再生利用**:Material Recycle）
CO₂を回収・貯留し、利用する（**炭素回収・利用**）
- 4：エネルギーを回収して利用する（**熱回収**:Thermal Recycle）
- 5：やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する（**適正処理**）

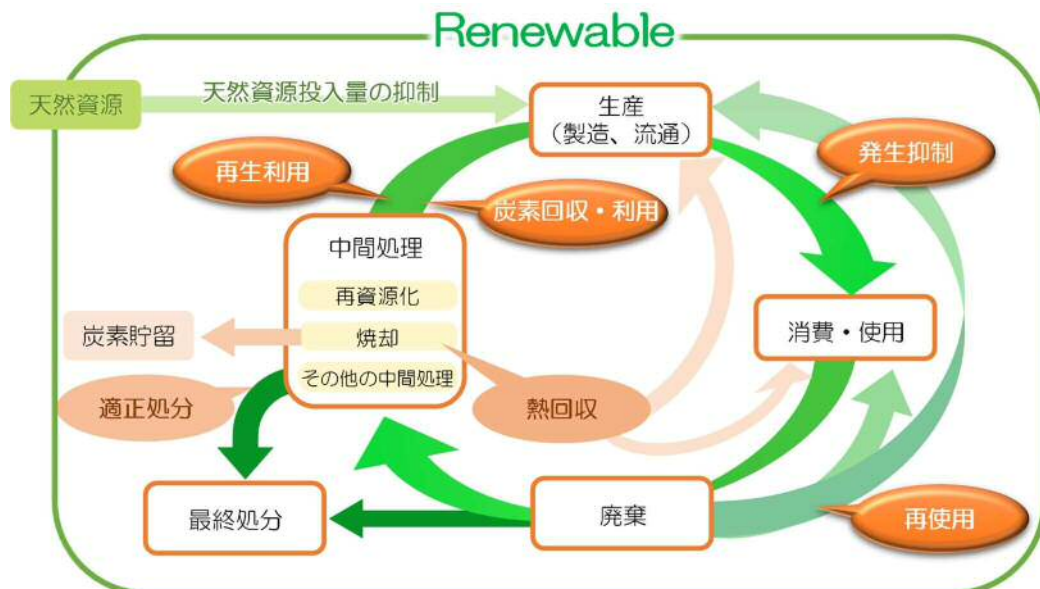


図 4-1 循環経済実現時の資源の有効活用の取組

※6 限りある資源を守る「3R」の徹底と、再生可能資源への代替を図る取組

2. 数値目標

本計画の数値目標は、前計画と同じく「1人1日あたりごみ総排出量」、「1人1日家庭系ごみ排出量」、「リサイクル率」及び「事業系ごみ排出量」の4項目とします。

(1) 1人1日あたりごみ総排出量

令和4(2022)年度における1人1日あたりごみ総排出量は724g/人・日であり、国の目標である850g/人・日は満足していますが、前計画基準年度の平成29(2017)年度実績697g/人・日より増加している状況です。また、本市では、循環型社会形成のための取り組みを進めていくことから、更なるごみの減量が求められています。

そこで、本計画では緩やかな削減を目指し、令和20(2038)年度の目標値を666g/人・日として定めます。

1人1日当たりごみ総排出量は、令和4年度実績724gと比べ、
令和10年度において3%削減した**702g**、
令和20年度において8%削減した**666g**とします。

(2) 1人1日家庭系ごみ排出量

令和4(2022)年度における1人1日家庭系ごみ排出量は382g/人・日であり、国の目標である440g/人・日を満足していますが、前計画基準年度の平成29(2017)年度実績370g/人・日より増加している状況です。

1人1日あたりごみ総排出量と同じく、更なる減量が求められていることから、可能な限り削減することとし、令和20(2038)年度の目標値を351g/人・日として定めます。

1人1日家庭系ごみ排出量は、令和4年度実績382gと比べ、
令和10年度において3%削減した**370g**、
令和20年度において8%削減した**351g**とします。

（３）事業系ごみ排出量

事業系ごみは過去５年間で減少していますが、コロナ禍という特殊な状況で経済活動縮小による影響が大きいと考えられます。

今後はコロナ禍の影響が薄れてくると考えられるため、資源化の啓発や、市民に対する飲食店での食品ロス削減の啓発を進めていくことで、ゆるやかな削減を目指していくこととします。

事業系ごみ排出量は、令和４年度実績 5,099 t と比べ、
令和 10 年度において 150 t 削減した **4,949 t**、
令和 20 年度において 511 t 削減した **4,588 t** とします。

（４）リサイクル率

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、令和 7（2025）年度に 28%、基本方針及び廃棄物処理施設整備計画では、令和 9（2027）年度でも 28% を目標として定めています。

県の計画では、更に令和 12（2030）年度に 29% としていますが、瑞穂市は令和 4 年度で民間回収量を含めてリサイクル率は 30% を超えている良好な状況です。

そのため、本計画の目標としては、この状態を維持することとします。

リサイクル率は、
民間の回収を含めた令和 4 年度実績 **30%** を、維持します。

3. ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 推計方法

将来ごみ量の予測は、人口将来推計及び過去 10 年間のごみ排出量の実績に基づいて、トレンド推計式により将来数値を推計する手法を用いました。この手法は、『ごみ処理施設構造指針解説』に示された方法で、図 4-2 にごみ量予測のフローを示します。

家庭から排出されるごみ（生活系ごみ）については、ごみの種類ごとに 1 人 1 日あたりのごみ排出量推計結果×人口推計の予測値×年間日数で算出し、事業系ごみについては、ごみの種類ごとに 1 日あたりごみ排出量推計結果×年間日数で算出しました。

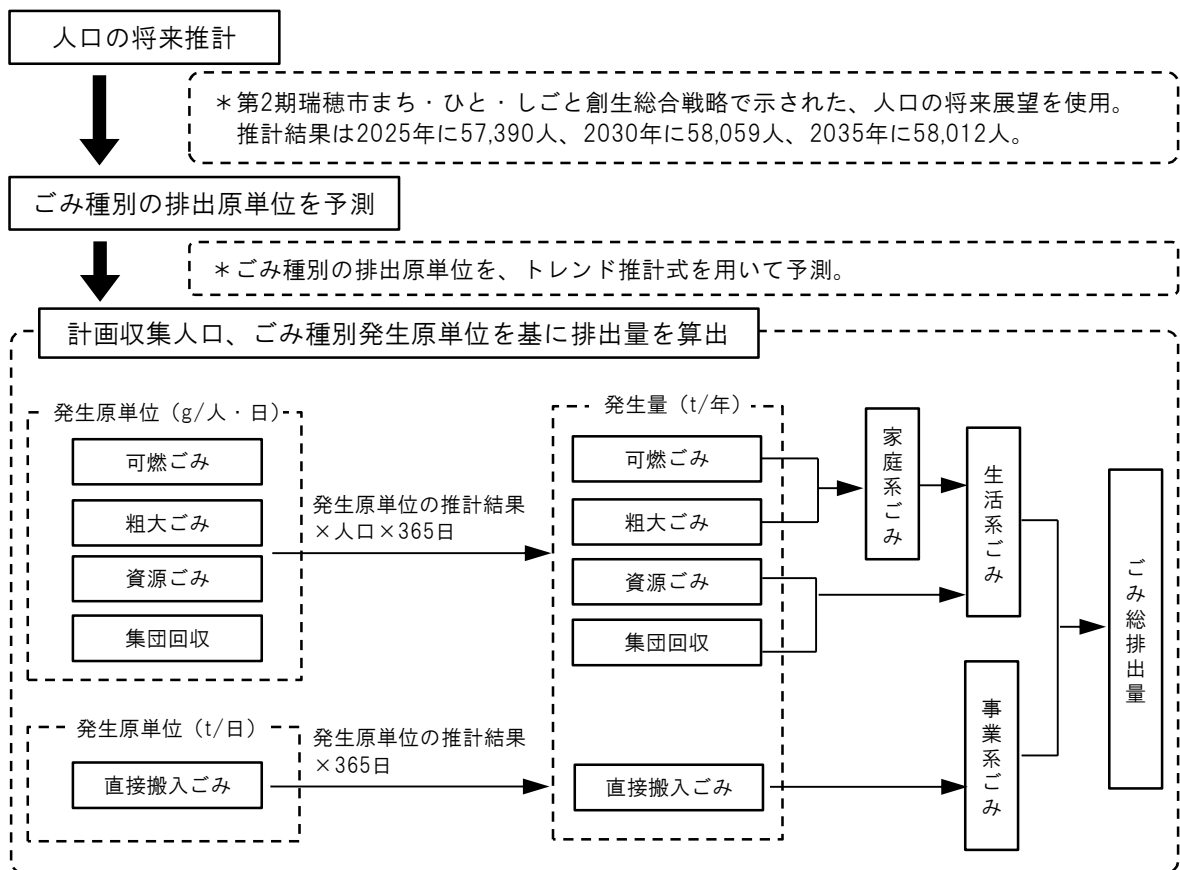


図 4-2 将来ごみ量の予測フロー

（２）人口の将来推計

人口の将来推計は、「第２期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和２（２０２０）年３月改定版）に示された人口の将来展望を採用しました。

なお、計画収集人口は行政区域内人口とし、自家処理人口はないものとししました。

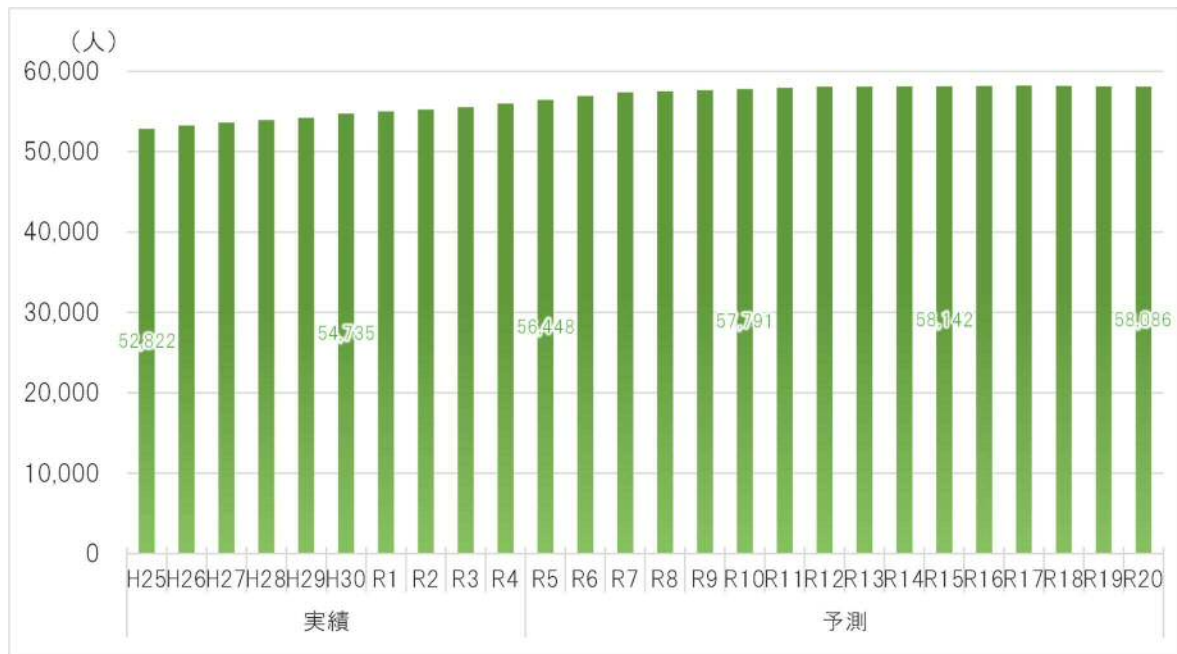


図 4-3 将来の人口推計結果

(3) ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測は、表 4-1 及び図 4-4～図 4-7 に示すとおりです。

表 4-1 ごみ排出量の将来予測

区分	単位	実績値	推計値						中間目標年度		目標年度
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R15	R20	
		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2033	2038	
人口	人	55,977	56,448	56,919	57,390	57,524	57,658	57,791	58,142	58,086	
ごみ発生量	t/年	16,996.05	17,229.08	17,193.93	17,220.67	17,186.82	17,183.08	17,084.40	16,767.92	16,378.50	
ごみ総排出量	t/年	14,786.10	14,945.08	14,879.69	14,924.39	14,891.56	14,885.03	14,797.66	14,496.01	14,121.65	
生活系ごみ排出量	t/年	8,861.20	8,997.99	8,955.67	9,008.49	8,994.89	9,003.94	8,963.63	8,834.13	8,641.76	
収集ごみ	t/年	7,278.30	7,373.72	7,361.38	7,363.92	7,344.36	7,343.42	7,302.62	7,158.32	6,965.79	
可燃ごみ	t/年	6,574.00	6,684.37	6,667.11	6,664.29	6,642.58	6,638.60	6,598.63	6,452.03	6,261.51	
資源ごみ	t/年	704.30	689.35	694.27	699.63	701.78	704.82	703.99	706.29	704.28	
びん	t/年	229.80	224.24	226.81	228.93	229.98	231.32	231.05	232.46	232.46	
カン類	t/年	128.70	130.59	130.56	130.88	130.88	130.92	130.56	129.27	127.98	
ペットボトル	t/年	188.50	174.58	175.57	177.03	177.76	178.61	178.49	179.58	179.22	
プラスチック製容器包装	t/年	157.30	159.94	161.33	162.79	163.16	163.97	163.89	164.98	164.62	
直接搬入ごみ	t/年	1,582.90	1,624.27	1,594.29	1,644.57	1,650.53	1,660.52	1,661.01	1,675.81	1,675.97	
可燃ごみ	t/年	165.00	167.88	167.45	167.38	166.83	166.73	165.73	162.05	157.26	
粗大ごみ	t/年	1,054.60	1,084.46	1,050.75	1,049.98	1,042.79	1,038.32	1,027.74	1,010.72	1,003.31	
資源ごみ	t/年	344.40	352.90	356.74	407.86	421.20	435.72	447.84	482.97	495.31	
古紙類	t/年	67.80	70.35	71.29	72.16	72.48	72.95	72.98	73.59	73.53	
衣類	t/年	21.40	21.04	21.26	21.49	21.58	21.71	21.70	21.83	21.81	
製品プラスチック	t/年	—	—	—	46.87	58.86	71.15	83.13	115.75	128.58	
剪定木	t/年	210.10	214.84	216.81	219.37	220.10	221.43	221.56	223.02	222.65	
中央エコセンター	t/年	45.10	46.67	47.38	47.97	48.18	48.48	48.47	48.78	48.74	
ダンボール	t/年	26.00	27.61	28.12	28.53	28.67	28.86	28.86	29.05	29.03	
新聞	t/年	3.20	3.20	3.24	3.28	3.29	3.32	3.32	3.35	3.35	
雑誌	t/年	4.40	4.54	4.59	4.64	4.66	4.69	4.69	4.73	4.72	
牛乳パック	t/年	0.30	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.34	0.34	
古着	t/年	1.70	1.66	1.68	1.70	1.70	1.71	1.71	1.72	1.72	
びん	t/年	8.00	7.80	7.89	7.96	8.00	8.04	8.03	8.08	8.08	
缶	t/年	1.50	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53	1.51	1.50	
有害ごみ	t/年	18.90	19.03	19.35	19.35	19.71	19.76	19.71	20.08	20.08	
事業系ごみ排出量	t/年	5,099.10	5,093.99	5,059.63	5,040.75	5,017.37	4,996.12	4,948.77	4,769.66	4,588.43	
可燃ごみ	t/年	5,099.10	5,093.99	5,059.63	5,040.75	5,017.37	4,996.12	4,948.77	4,769.66	4,588.43	
集団回収(資源回収)	t/年	825.80	853.10	864.39	875.15	879.30	884.96	885.26	892.22	891.46	
民間の無人回収所などの古紙等の回収量	t/年	2,209.95	2,283.63	2,314.24	2,343.15	2,354.12	2,369.20	2,369.86	2,387.66	2,385.43	
1人1日あたりごみ発生量	g/人・日	832	834	828	822	819	814	810	790	773	
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	724	723	716	712	709	705	702	683	666	
1人1日家庭系ごみ排出量	g/人・日	382	385	380	377	375	373	370	360	351	
中間・資源化処理	焼却量	t/年	12,324.40	12,413.32	12,346.75	12,324.65	12,275.91	12,248.65	12,155.78	11,819.05	11,439.33
	可燃ごみ	t/年	11,838.10	11,946.24	11,894.19	11,872.42	11,826.78	11,801.45	11,713.13	11,383.73	11,007.20
	粗大ごみ焼却量	t/年	486.30	467.08	452.56	452.23	449.13	447.20	442.65	435.32	432.13
	資源化量	t/年	2,964.47	2,977.10	2,983.21	3,048.92	3,063.84	3,084.14	3,086.97	3,106.70	3,091.68
	資源ごみ	t/年	1,048.70	1,042.25	1,051.01	1,107.49	1,122.98	1,140.54	1,151.83	1,189.26	1,199.59
	集団回収	t/年	825.80	853.10	864.39	875.15	879.30	884.96	885.26	892.22	891.46
	粗大ごみ資源化量	t/年	279.60	268.62	260.27	260.08	258.30	257.19	254.57	250.35	248.52
	粗大ごみ委託処理量	t/年	66.80	64.20	62.20	62.16	61.73	61.47	60.84	59.83	59.40
	有害ごみ	t/年	18.90	19.03	19.35	19.35	19.71	19.76	19.71	20.08	20.08
	焼却処理に伴う資源化量	t/年	724.67	729.90	725.99	724.69	721.82	720.22	714.76	694.96	672.63
	リサイクル率	%	20.1	19.9	20.1	20.4	20.6	20.7	20.9	21.4	21.9
	民間回収を含む資源化量	t/年	5,174.42	5,260.73	5,297.45	5,392.07	5,417.96	5,453.34	5,456.83	5,494.36	5,477.11
	民間回収量	t/年	2,209.95	2,283.63	2,314.24	2,343.15	2,354.12	2,369.20	2,369.86	2,387.66	2,385.43
	リサイクル率(民間回収含む)	%	30.4	30.5	30.8	31.3	31.5	31.7	31.9	32.8	33.4
	最終処分	最終処分量	t/年	517.85	517.68	512.86	512.02	509.78	508.49	504.44	491.30
焼却処理に伴う最終処分量		t/年	435.05	438.19	435.84	435.06	433.34	432.38	429.10	417.21	403.81
粗大ごみ最終処分量		t/年	82.80	79.49	77.02	76.96	76.44	76.11	75.34	74.09	73.53
最終処分率		%	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4

① ごみ総排出量の将来予測

1人1日あたりごみ総排出量、1人1日家庭系ごみ排出量の将来予測は、図4-4に示すとおりです。



図4-4 ごみ総排出量の将来予測

② 事業系ごみの将来予測

事業系ごみ排出量及び事業系ごみの割合の将来予測は、図4-5に示すとおりです。

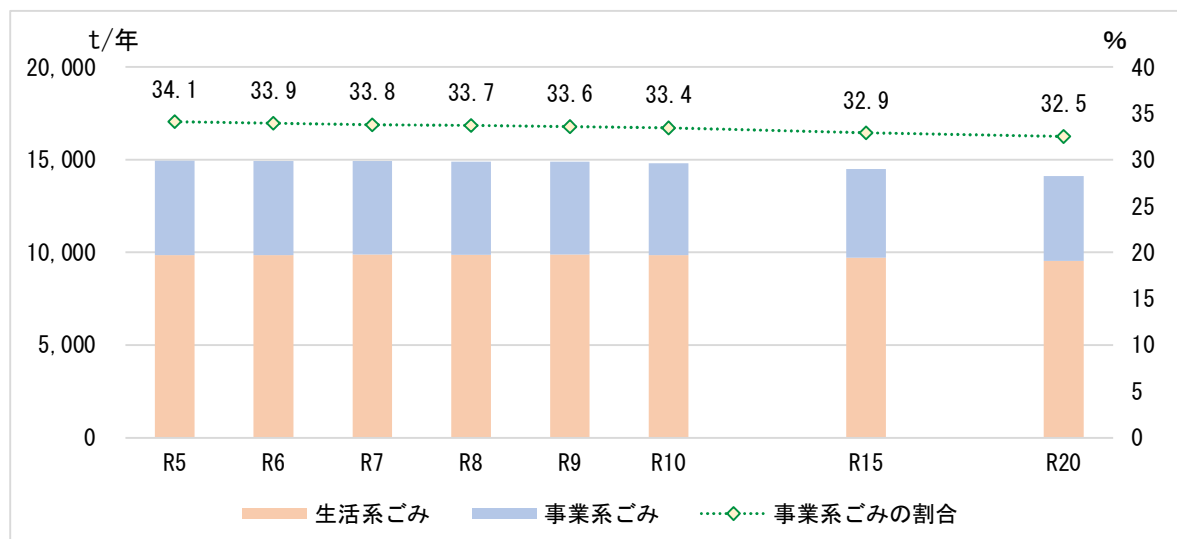


図4-5 事業系ごみ排出量の将来予測

③ リサイクル率の将来予測

資源化量及びリサイクル率の将来予測は、図 4-6 に示すとおりです。

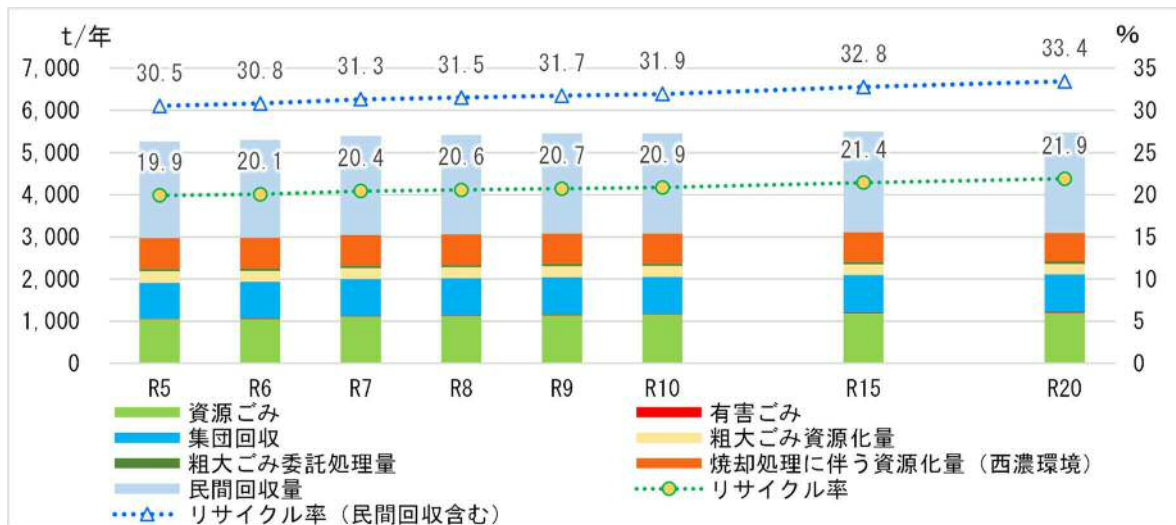


図 4-6 リサイクル率の将来予測

④ 最終処分量の将来予測

最終処分量の将来予測は、図 4-7 に示すとおりです。

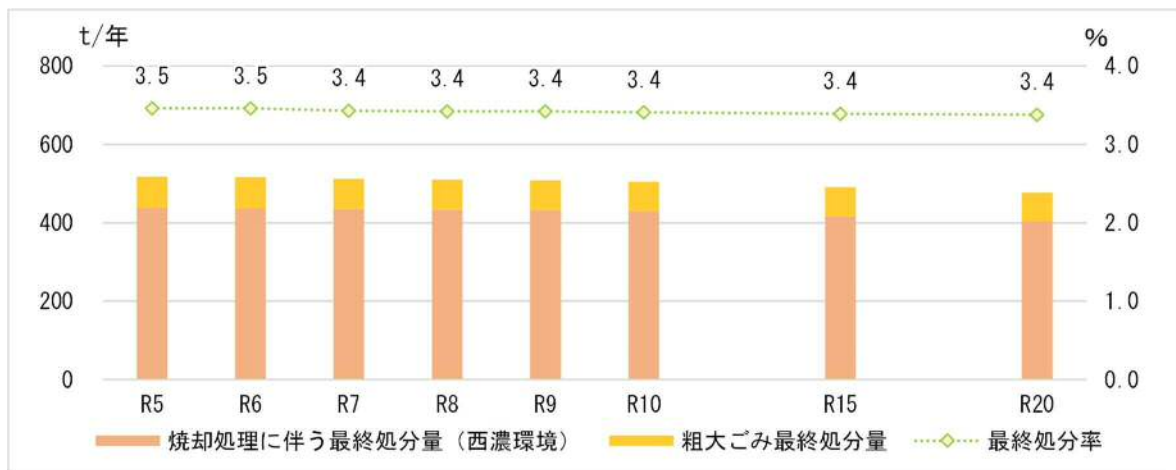


図 4-7 最終処分量の将来予測

4. 目標達成のための施策

(1) 具体的な施策

「発生抑制のための取組」、「資源化のための取組」、「適正処理のための取組」を3つの基本施策とし、18の具体的な施策を進めていきます。

具体的な施策とその内容は、表 4-2 に示すとおりです。

表 4-2-1 施策一覧

項目	施策案		具体的な内容
発生抑制のための取組	1	小・中学生にごみに関する学習機会の提供	学校との連携により、職員による出前講座の開催など、小・中学生がごみについて学ぶ機会を提供します。
	2	家庭での生ごみの減量化などの推進	生ごみ処理容器購入補助金制度の継続の他、生ごみの水切り等の啓発を実施することで、家庭から出る生ごみの減量化を推進していきます。
	3	【新規】食品ロス削減の啓発	チラシの配布などを通して、食品ロス削減の啓発を行います。
	4	フリーマーケット等を通したごみにしない取組の推進	フリーマーケットや不用品交換会・譲渡会の開催支援など、ごみにしない再使用の取組を進めます。
	5	ごみ分別の手引きやホームページで分別方法等、わかりやすい情報の提供	ごみ分別の手引きやホームページについて、市民が見て分かりやすい絵や早見表への改訂の他、ごみ出しについて注意すべき情報等を提供します。
	6	廃棄物減量等推進員と連携した啓発	廃棄物減量等推進員と連携し、出前講座などにより市民に対する啓発を行います。
	7	【新規】脱炭素のための取組の啓発	サステイナブルファッション※7やシェアリング・エコノミー※8等、ごみの削減による脱炭素の取組について啓発を行います。

※7 ファッション業界は、環境負荷が大きく、大量生産・大量消費の業界の中で、衣服1着をつくるのに排出されるCO2は約25kg、排水は2,300Lが排出されます。

持続可能（サステイナブル）なファッション業界を実現するためには、政府や企業だけでなく、消費者も、「服を長く大切に着る」、「リユース（再使用）ファッションを楽しむ」、「環境に優しい作られ方がチェック」、「服を資源として再活用する」などの身近なアクションを意識することが求められています。

※8 シェアリングエコノミーは、個人等が所有する活用可能な資産等（スキルや時間等も含む）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動のこと。

例えば、フリマアプリにより「物」のシェアサービスを活用することにより、ごみの発生量が減少し、ごみ処理時のCO2排出量も減少する。

表 4-2-2 施策一覧

項目	施策案		具体的な内容
発生抑制のための取り組み	8	事業系ごみの減量について、広報やホームページで情報提供や啓発を実施	市民に対して外出時（買い物、食事等）にできるごみ減量の取組について啓発を行い、事業系ごみの減量を推進します。
	9	多量排出事業者に対する減量化の啓発	多量排出事業者について、事業所へ資源化の協力を要請し、可燃ごみの減量化を啓発します。
資源化のための取組	10	粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直し	美来の森の回収日時の見直しを行い、市民の持ち込みができる日を増やすとともに、プラスチック容器包装の出先機関での回収を検討します。
	11	【新規】 製品プラスチックの分別開始	プラスチック容器包装以外のプラスチック製品について、「製品プラスチック」として分別の検討及び実施を行います。
	12	民間回収ルートによる資源化量の把握	市内に設置する古紙等の無料回収所について、回収量の報告を求め、資源化量を把握します。
	13	子ども会・PTA や自治会などによる集団回収の促進	各種団体が実施する集団回収について奨励金の交付制度があることを周知し、集団回収を促進します。
	14	可燃ごみ組成調査の実施	市民のリサイクルに対する努力を反映した目標を検討するため、可燃ごみ中の資源の量を調査します。
	15	【新規】 新たな資源化品目の研究	現在、可燃ごみとして焼却しているごみのうち、資源化可能な品目について情報収集及び研究を行います。
適正処理のための取組	16	空き容器回収機設置場所の見直し	空き容器回収機の更新に合わせ、回収機の増設やより使いやすい設置場所への移動を検討します。
	17	高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集の検討	福祉部門と連携して、ステーションまでごみを排出できない高齢者、障がい者の把握と、先進事例の調査を実施します。
	18	市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進	市の行う事務・事業では、再生紙の利用などグリーン購入・物品の契約を行うとともに、プロポーザル方式の契約では環境に配慮した計画に対しては考慮します。

(2) スケジュール

施策のスケジュールは、表 4-3 に示すとおりです。

表 4-3 施策のスケジュール

		実施時期																	
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20			
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038			
発生抑制のための取組	1 小・中学生にごみに関する学習機会の提供	継続実施																	
	2 家庭での生ごみの減量化などの推進	継続実施																	
	3 【新規】食品ロス削減の啓発	準備	実施																
	4 フリーマーケット等を通したごみにしない取組の推進	継続実施																	
	5 ごみ分別手引きやホームページで分別方法等、わかりやすい情報の提供	継続実施																	
	6 廃棄物減量等推進員と連携した啓発	継続実施																	
	7 【新規】脱炭素のための取組の啓発	準備	実施																
	8 事業系ごみの減量について広報やホームページで情報提供や啓発を実施	継続実施																	
	9 多量排出事業者に対する減量化の啓発	継続実施																	
資源化のための取組	10 粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直し	継続実施																	
	11 【新規】製品プラスチックの分別開始	実施																	
	12 民間回収ルートによる資源化量の把握	継続実施																	
	13 子ども会・PTAや自治会などによる集団回収の促進	継続実施																	
	14 可燃ごみ組成調査の実施	継続実施																	
	15 【新規】新たな資源化品目の研究	情報収集					調査・研究												
適正処理のための取組	16 空き容器回収機設置場所の見直し	実施																	
	17 高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集の検討	対象者把握・調査																	
	18 市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進	継続実施																	

(1) 目標年次のごみ処理フロー

す。

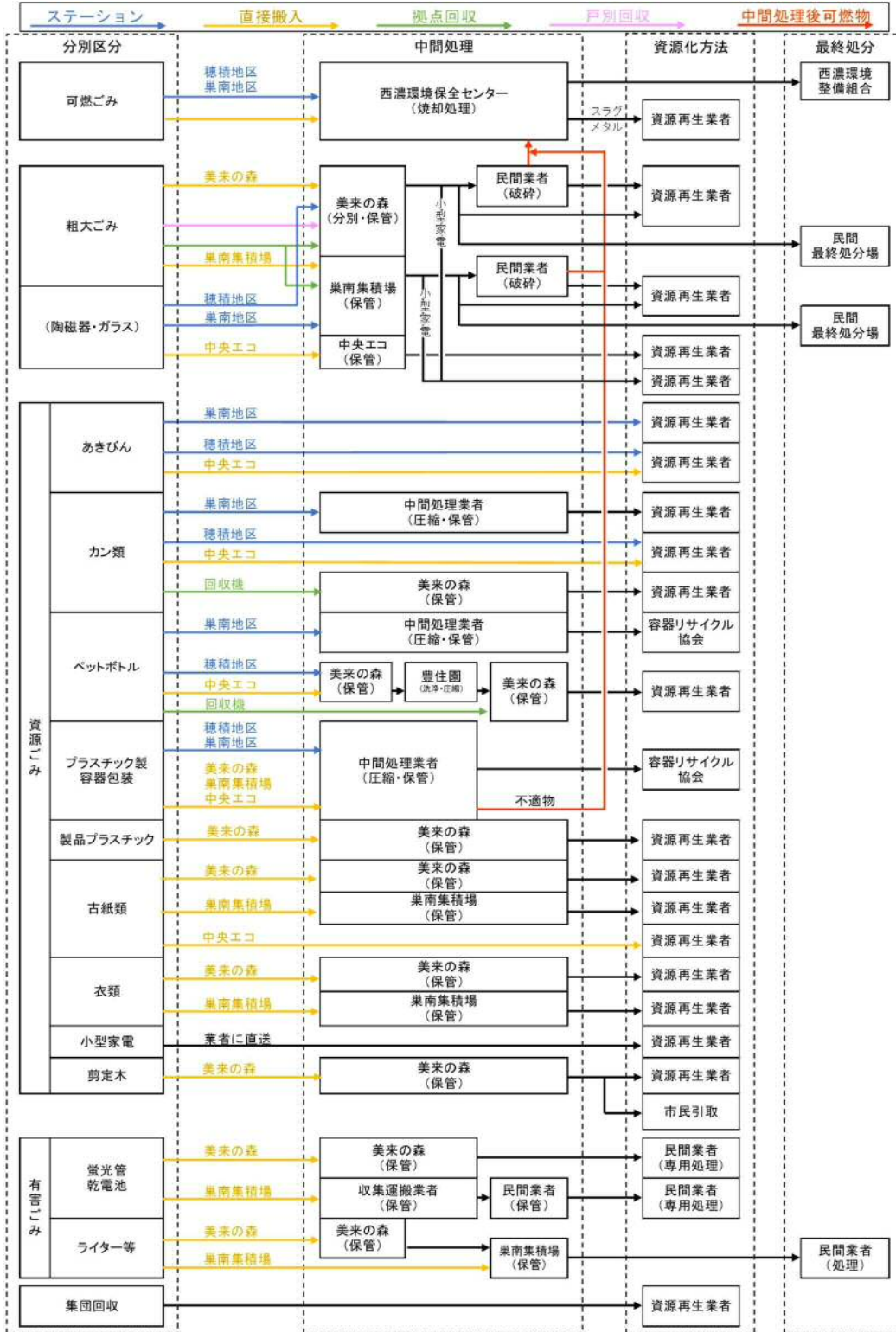


図 4-8 目標年次（令和 20（2038）年度）のごみ処理フロー

(2) 収集・運搬計画

収集・運搬は、ごみ処理における市民との接点であり、ごみの排出方法や分別方法及び収集方法によっては、環境や衛生面の影響が大きく重要な部門です。

市民のニーズに合わせながら、今後の社会状況の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、中間処理を行う施設へより効率的な運搬に努めます。

① 収集形態・収集頻度

家庭から出る生活系ごみについては、表 4-4 に示すとおり、従来の収集形態に加え、製品プラスチックを美来の森で回収することとします。

事業系一般ごみ（可燃ごみ）については、現状と同様に自己搬入または許可業者による処理とし、回収は随時とします。

表 4-4 収集形態・収集頻度（令和 20（2038）年度）

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器
可燃ごみ		委託	ステーション	週 3 回	指定袋
粗大ごみ		委託	戸別収集	—	—
		委託	拠点回収	各拠点月 1 回	指定袋
陶磁器類・ガラス類		委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
資源 ごみ	空びん	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
	カン類	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
			回収機	—	回収機
	ペットボトル	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
			回収機	—	回収機
	プラスチック製 容器包装	委託	ステーション	月 1 回（穂積） 月 2 回（巢南）	網かご
		委託	拠点回収	美来の森開館日	指定箱
有害ごみ		委託	拠点回収	各拠点月 1 回	コンテナ

② 排出禁止物

ごみの適正かつ効率的な処理のため、表 4-5 に示すものを排出禁止とします。

表 4-5 排出禁止物

項 目	内 容
有害性のあるもの	農薬、劇物とその容器、バッテリー、その他有害性のあるもの
感染性のある物	鋭利な物（注射器、注射針）、血液、血液製剤等、その他感染の恐れがあるもの
危険性・引火性のある物	火薬類、ガスボンベ、塗料、その他危険性のあるもの。消火器、ガソリン、廃油（食用油を除く）、灯油、その他引火性のあるもの
著しく悪臭を発する物やその他処理が困難な物	分別していないごみ、オートバイ・スクーター、自動車、家電リサイクル 6 品目、パソコン本体、ノートパソコン

③ 在宅医療廃棄物、感染性廃棄物

在宅医療廃棄物については、感染性を有した鋭利なもの以外（血の付いた包帯、ガーゼ、おむつ等）については可燃ごみとして本市で委託業者により収集運搬し、西濃環境整備組合で焼却処理を行うものとします。

なお、注射器やカテーテルなどの感染性を有している鋭利なものについては、医師会や薬剤師会等と連絡を密に取りながら、適正な処理を行うことができるよう調整を行います。

また、新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等の国際的に脅威となる感染症が国内で確認された場合は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」や各感染症の廃棄物対策ガイドライン等に基づき、家庭や医療機関等を除く事業者から排出される感染性廃棄物について、排出時や収集運搬時の取扱方法の周知徹底を行い、継続的に適正処理が確保できるようにします。

④ 収集・運搬体制

- ・ 自治会等が設置・管理するステーション回収方式を継続します。
- ・ 委託業者と連携を図りながら、迅速な収集の促進を図ります。
- ・ 環境面・衛生面に留意しながら、業務の効率化を図ります。
- ・ 排出量に応じた負担の公平化と、排出抑制を一層推進するため、可燃ごみ処理手数料の見直しを随時行います。
- ・ ステーションまでごみを排出できない高齢者等で支援が必要な世帯を対象として、玄関先までごみを収集に伺う「ふれあい収集」を検討します。

(3) 中間処理計画

目標年次である令和 20 (2038) 年度の中間処理の方法は、表 4-6 に示すとおりです。

表 4-6 中間処理の方法

種 別		処理方法
可燃ごみ		現状と同様、西濃環境整備組合の焼却施設で処理します。
粗大ごみ		可燃物、資源物及び不燃物に分類し、それぞれ処理・処分を行います。
資源 ごみ	あきびん	資源再生業者に引き渡します。
	カン類	資源再生業者に引き渡します。
	ペットボトル	中間処理業者で選別・圧縮・梱包後、資源再生業者に引き渡します。
	プラスチック製容器包装	中間処理業者で選別・圧縮・梱包後、容器包装リサイクル協会に引き渡します。
	製品プラスチック	資源再生業者に引き渡します。
	古紙類	資源再生業者に引き渡します。
	衣類	資源再生業者に引き渡します。
	小型家電	認定事業者引き渡します。
	剪定木	委託業者にて破砕処理し、チップとして資源化します。
有害 ごみ	乾電池・蛍光灯	水銀含有の恐れがある、乾電池・蛍光灯は、美来の森及び巣南集積場で保管後、専門の処理業者に引き渡します。
	ライター	美来の森及び巣南集積場で保管後、専門の処理業者に引き渡します。

(4) 最終処分計画

本市は一般廃棄物最終処分場を保有しておらず、最終処分量は県内他市町村と比較すると少ない状況ですが、埋立物は無くならないことから最小限にとどめ、今後も民間業者に委託し処分します。

可燃ごみの処理に伴い発生する焼却残渣は、組合の所有する最終処分場で処分を行います。

6. ごみ処理施設の整備に関する事項

美来の森及び巣南集積場にアスファルト舗装を施し、施設利用環境の改善を行います。また、「美来の森」、「巣南集積場」、「中央エコセンター」の3施設の取扱品目を変更し、市民の利便性向上を図ります。

7. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会

市における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会の積極的な活用を推進します。

(2) 災害対策

近年、地震・風水害・土砂災害等が全国で多発しており、被災地では、ごみ処理行政の継続と災害廃棄物の迅速で適正な処理が求められています。

本市では、平成30(2018)年3月に策定し、令和3(2021)年3月に改定した「瑞穂市災害廃棄物処理計画」に基づき、初動対応を着実に実施するとともに、発災後は岐阜県による技術支援を受けて「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、災害廃棄物の迅速な処理を行います。

(3) 不適正排出及び不法投棄対策

不適正排出については、ごみの分別やごみ収集日などのごみ排出ルールがまだ完全に浸透していないことから、ごみの適正排出、適正処理に向けた啓発を推進します。

不法投棄については、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発するとともに、不法投棄根絶に向けた活動や指導をさらに推進します。

第 3 部 生活排水処理基本計画

第 1 章 生活排水処理の基本的事項

1. 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水処理の沿革

生活排水処理に係る処理施設には、集合処理施設（下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラントなど）及び、個別処理施設（浄化槽など）があります。

本市では現在、特定環境保全公共下水道（西処理区）、農業集落排水処理施設（呂久処理区）及びコミュニティ・プラント（別府処理区）を整備して、生活排水の集合処理を進めています。

集合処理の推進策として、集合処理区域での住宅改築などによる水洗化を促進するため、「瑞穂市排水設備等改造助成金交付規則」及び「瑞穂市排水設備等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」を定めて補助金ならびに融資あっ旋（利子補給含む）を実施し、接続率向上に努めています。

また、上記以外の集合処理として、「瑞穂市污水处理施設整備構想」に公共下水道（瑞穂処理区）を位置づけ、令和元年度には「瑞穂市公共下水道事業計画（瑞穂処理区）」を作成し、令和 9 年の供用開始に向けた整備が進められています。

合併処理浄化槽については、かつて、宅地開発や規模の大きな施設を中心に設置されてきましたが、平成 13（2001）年 4 月の浄化槽法改正に伴い、公共用水域に排出される汚濁負荷量が多い単独処理浄化槽の設置が禁止され、近年、一般家庭などについても合併処理浄化槽の普及が進みました。

本市においては、平成 15（2003）年度の本市誕生当初から合併処理浄化槽を設置するものに対して補助金を交付する制度を設け、合併処理浄化槽の普及に努めています。

新設が原則廃止となった、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、水洗化に伴いし尿くみ取り式から切り替えられてきましたが、まだ個別処理施設の 5 割弱を占めており、既設のものについては早期に集合処理施設や合併処理浄化槽への転換を進めています。

本市のし尿の収集・運搬については、本市が許可した業者が行っています。

(2) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 5-1 に示すとおりです。

表 5-1 生活排水の処理主体

処理方式	処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
集合処理施設	特定環境公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
	農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本市
	コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	本市
個別処理施設	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
	単独処理浄化槽	し尿	個人等
	し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	もとす広域連合

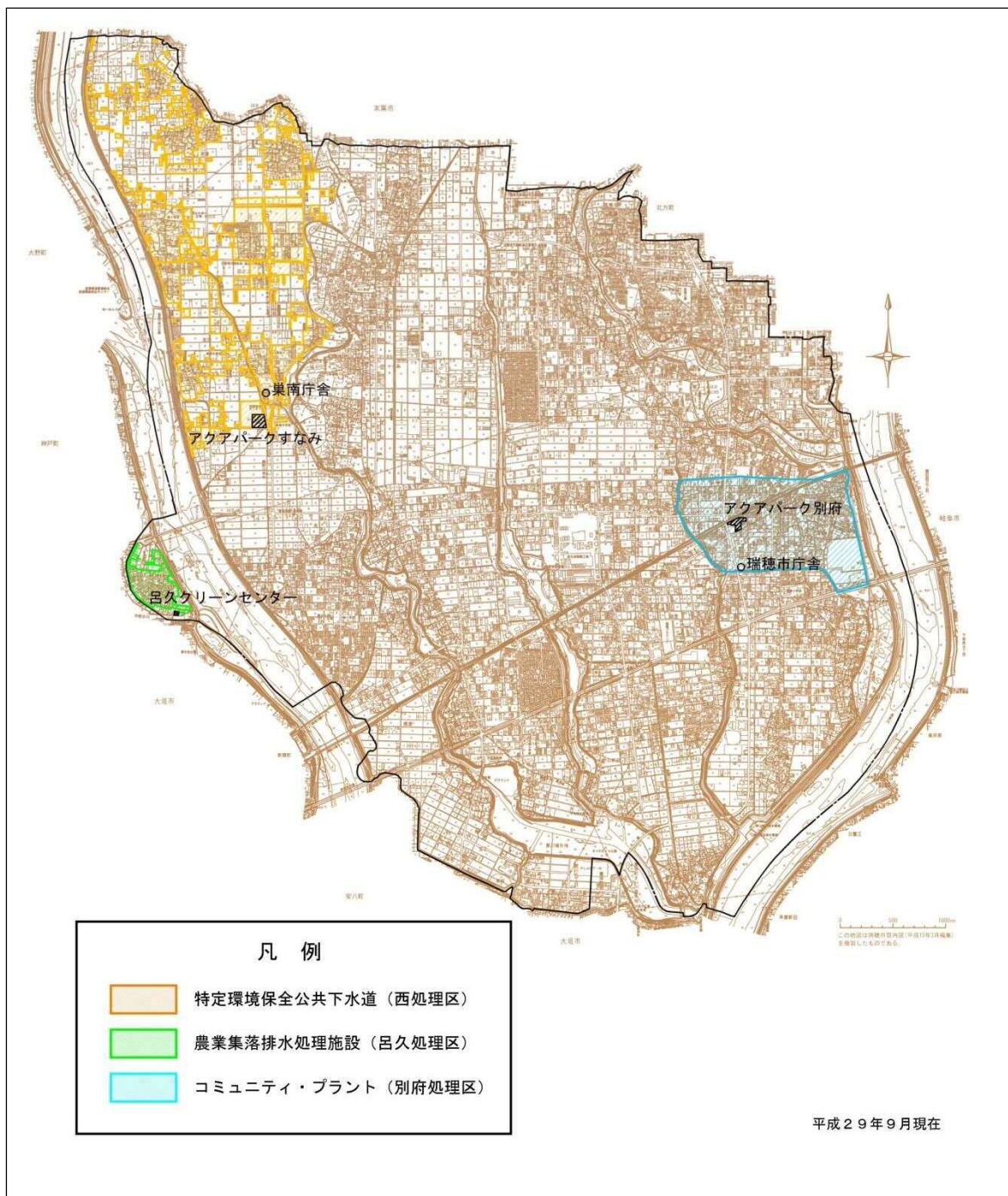


図 5-1 生活排水処理区域の概要

（３）生活排水処理体系の現状

令和 5（2023）年度における本市の生活排水処理の流れは、図 5-2 に示すとおりであり、単独処理浄化槽世帯及びくみ取り世帯から出る台所や風呂などから出る排水（生活雑排水）は、処理が行われないまま河川などの公共用水域に流れています。

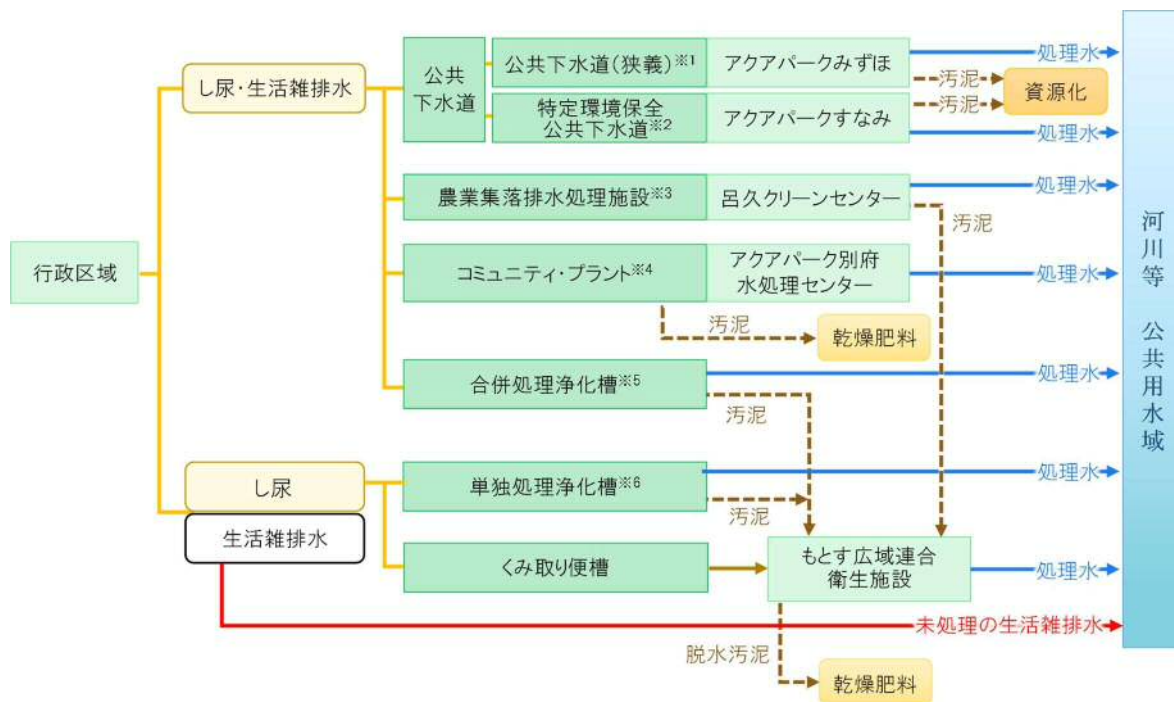


図 5-2 生活排水処理の流れ

- ※1 公共下水道：瑞穂地区（市外化区域、市街化調整区域）と中地区（都市計画区域外）を1つの処理場にて集合処理（瑞穂処理区にてR9採用予定）
- ※2 特定環境保全公共下水道：市外化区域外で1,000人以上1万人以下の規模で集合処理
- ※3 農業集落排水処理施設：農業振興地域で概ね1,000人程度以下の規模での集合処理
- ※4 コミュニティ・プラント：地域に限定はなく101人以上3万人未満の規模での集合処理
- ※5 下水道の整備区域外で採用
- ※6 平成12（2000年）の浄化槽法改正により、平成13（2001年）以降、単独浄化槽新設不可

(4) 生活排水処理形態別人口の推移

本市における過去 10 年間の生活排水処理形態別人口の推移は、表 5-2 及び図 5-3 に示すとおりです。

令和 4（2022）年度における本市の生活排水処理率※7は、60.1%となっています。

表 5-2 生活排水処理形態別人口の推移

区 分	単位	実績									
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
計画処理区域内人口	人	52,822	53,271	53,599	53,909	54,191	54,735	55,016	55,242	55,508	55,977
水洗化・生活雑排水処理人口	人	26,842	28,106	28,856	29,964	30,423	31,291	31,850	32,408	32,952	33,616
特定環境保全公共下水道人口	人	2,890	2,928	2,854	2,983	2,949	2,939	2,972	2,957	2,960	2,997
農業集落排水処理施設人口	人	429	423	414	408	391	383	379	352	337	335
コミュニティ・プラント人口	人	1,769	1,902	1,841	1,934	1,962	2,045	2,039	2,116	2,082	2,103
合併処理浄化槽人口	人	21,754	22,853	23,747	24,639	25,121	25,924	26,460	26,983	27,573	28,181
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	24,478	23,832	23,528	22,933	22,886	22,614	22,350	22,088	21,919	21,783
単独処理浄化槽人口	人	24,478	23,832	23,528	22,933	22,886	22,614	22,350	22,088	21,919	21,783
非水洗化人口	人	1,502	1,333	1,215	1,012	882	830	816	746	637	578
くみ取り人口	人	1,502	1,333	1,215	1,012	882	830	816	746	637	578
生活排水処理率	%	50.8	52.8	53.8	55.6	56.1	57.2	57.9	58.7	59.4	60.1
世 帯 数	戸	19,533	19,842	20,148	20,559	20,883	21,347	21,717	22,135	22,433	22,978
1世帯当たりの人数	人/戸	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4

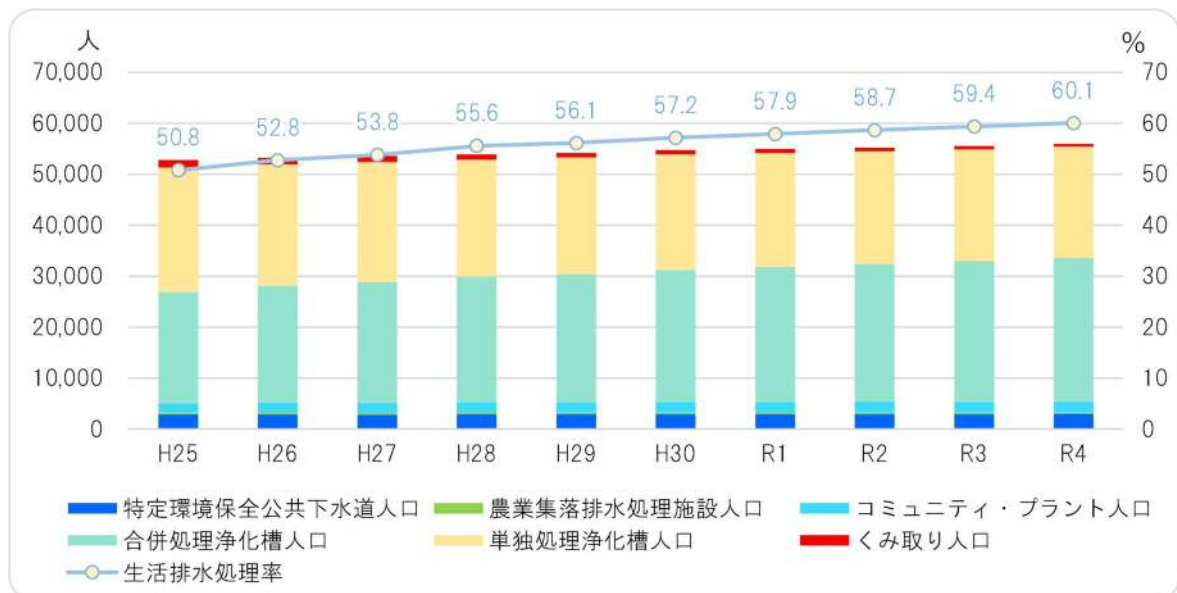


図 5-3 生活排水処理形態別人口の推移

※7 生活排水処理率（汚水衛生処理率）＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

(5) し尿及び汚泥の排出状況

本市における過去 10 年間のし尿及び浄化槽汚泥排出量及び浄化槽設置基数の推移は、表 5-3 及び図 5-4 に示すとおりです。

表 5-3 し尿及び汚泥排出量の推移

区分	単位	実績									
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
発生量	kL/年	32,209	31,880	32,025	32,871	33,682	34,033	35,877	36,503	37,335	37,756
し 尿	kL/年	770	757	701	663	644	614	627	609	570	541
浄化槽汚泥	kL/年	31,123	30,285	31,061	32,043	32,904	33,059	34,876	35,540	36,446	37,087
農業集落排水汚泥	kL/年	156	156	164	165	115	138	120	114	108	108
コミプラ汚泥	kL/年	160	682	100	0	20	222	254	240	211	20
1 日平均発生量	kL/日	88.2	87.3	87.5	90.1	92.3	93.2	98.0	100.0	102.3	103.4
浄化槽設置基数	基	11,508	11,765	12,003	11,839	12,095	12,349	12,673	12,866	13,279	13,617
合併処理浄化槽基数	基	5,040	5,333	5,621	5,504	5,803	6,078	6,405	6,616	7,037	7,353
単独処理浄化槽基数	基	6,468	6,432	6,382	6,335	6,292	6,271	6,268	6,250	6,242	6,264



図 5-4 し尿及び汚泥排出量の推移

(6) 収集・運搬の現状

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法等は表 5-4 に示すとおりです。

表 5-4 収集運搬方法等

項 目	収集運搬方法	業者数	収集回数
し 尿	許可制	2 社	随時（穂積地区）月 1 回（巢南地区）
浄化槽汚泥	許可制	2 社	随時

（７）生活排水処理施設の現状

本市における中間処理施設の位置は図 5-5 に、各施設の概要は表 5-5～表 5-8 に示すとおりです。



図 5-5 中間処理施設位置図

表 5-5 特定環境保全公共下水道（西処理区）の概要

項 目	内 容
施設名	アクアパークすなみ
施設所管	瑞穂市
所在地	瑞穂市大月 1260 番地
計画処理面積	134.7ha
計画処理人口	3,960 人
計画汚水量	1,940m ³ /日（日最大）
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	機械脱水処理→場外搬出→資源化

表 5-6 農業集落排水処理施設（呂久処理区）の概要

項 目	内 容
施設名	呂久クリーンセンター
施設所管	瑞穂市
所在地	瑞穂市呂久 1445 番地 1
計画処理面積	約 9.5ha
計画処理人口	700 人
計画汚水量	189m ³ /日（日平均）
水処理方式	JARUS-Ⅲ型
汚泥処理方式	濃縮→貯留→場外搬出

表 5-7 コミュニティ・プラント（別府処理区）の概要

項 目	内 容
施設名	アクアパーク別府水処理センター
施設所管	瑞穂市
所在地	瑞穂市別府 881 番地 1
計画処理面積	約 96.4ha
計画処理人口	6,350 人
計画汚水量	3,293m ³ /日（日最大）
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	濃縮→機械脱水処理→乾燥→肥料利用

表 5-8 し尿処理施設の概要

項 目	内 容
施設名	もとす広域連合衛生施設
施設所管	もとす広域連合
所在地	瑞穂市生津天王東町 2 丁目 57 番地
処理能力	198kL/日（西棟施設 126kL/日・東棟施設 72kL/日）
水処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理
汚泥処理方式	濃縮→脱水→場外搬出
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥、 コミュニティ・プラント汚泥

出典：もとす広域連合

もとす広域連合衛生施設の搬入実績は、表 5-9 及び図 5-6 に示すとおりです。

令和 4（2022）年度の浄化槽汚泥等混入率※8は 97.9%と非常に高くなっており、日平均搬入量は 179.3kL と処理能力 198kL/日の 90.6%の受け入れを行っています。

なお、コミュニティ・プラントから発生する汚泥は施設で乾燥後、民間事業者で肥料化されていますが、施設の清掃に伴い発生する汚泥（年間約 20kL）については、もとす広域連合衛生施設で処理しています。

表 5-9 もとす広域連合衛生施設搬入実績

区 分	単位	実 績									
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
総搬入量	kL/年	59,670	59,751	60,158	60,482	62,114	60,531	62,893	63,481	64,384	65,434
し 尿	kL/年	1,760	1,785	1,712	1,610	1,545	1,502	1,459	1,455	1,431	1,375
浄化槽汚泥	kL/年	52,770	52,231	53,148	53,679	55,914	54,214	56,585	57,144	58,116	59,205
農業集落排水汚泥	kL/年	4,980	5,053	5,198	5,193	4,635	4,795	4,829	4,831	4,818	4,834
コミプラ汚泥	kL/年	160	682	100	0	20	20	20	50	20	20
1 日平均排出量	kL/日	163.5	163.7	164.4	165.7	170.2	165.8	171.8	173.9	176.4	179.3
浄化槽汚泥等混入率	%	97.1	97.0	97.2	97.3	97.5	97.5	97.7	97.7	97.8	97.9

出典：もとす広域連合

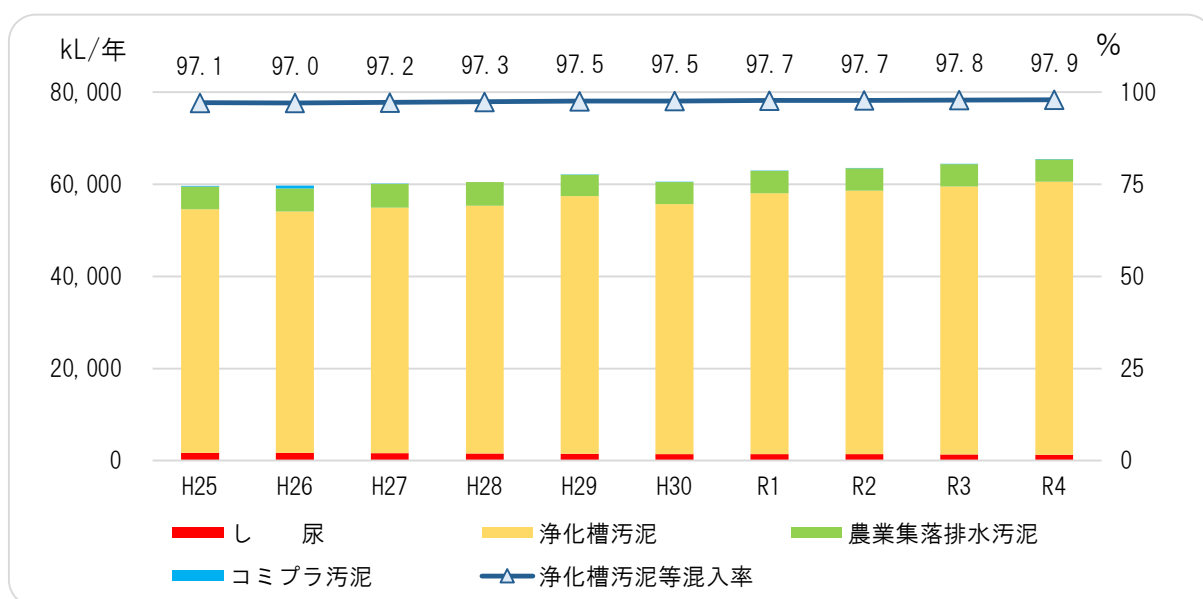


図 5-6 し尿・浄化槽汚泥の搬入実績

※8 浄化槽汚泥等混入率＝（浄化槽汚泥+コミプラ汚泥+農集汚泥）÷総搬入量

（８）生活排水処理事業の課題

本市における生活排水処理の現状を考慮し、生活排水処理事業の課題を整理すると、次のとおりです。

① 生活排水処理の課題

岐阜県及び全国的生活排水処理の実態について、「令和３年度一般廃棄物処理実態調査」（環境省）によると、岐阜県的生活排水処理率は 85.9%でした。

岐阜県では下水道整備の推進などによる生活排水処理が進められており、生活排水処理率の向上によって、公共用水域の水質保全が図られています。

令和 3（2021）年度における本市と岐阜県及び全国との生活排水処理形態別人口の比較は、表 5-10 に示すとおりです。

表 5-10 生活排水処理形態別人口の比較

区分	単位	令和3(2021)年度		
		瑞穂市	岐阜県	全国
計画処理区域内人口	人	55,508	1,961,625	126,068,422
水洗化・生活雑排水処理人口	人	32,952	1,684,481	112,593,146
特定環境保全公共下水道	人	2,960	1,325,154	97,194,357
農業集落排水処理施設人口	人	337	75,873	2,347,030
コミュニティ・プラント人口	人	2,082	4,154	192,997
合併処理浄化槽人口	人	27,573	279,300	12,858,762
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	21,919	197,147	8,316,953
単独処理浄化槽人口	人	21,919	197,147	8,316,953
非水洗化人口	人	637	79,997	5,158,323
し尿人口（くみ取り）	人	637	79,700	5,096,996
自家処理人口	人	0	297	61,327
生活排水処理率	%	59.4	85.9	89.3

備考：生活排水処理率（汚水衛生処理率）＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

出典：環境省一般廃棄物実態調査

本市では、集合処理区域での住宅改築などによる水洗化の促進策（「瑞穂市排水設備等改造助成金交付規則」及び「瑞穂市排水設備等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」）や、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を図る施策（浄化槽設置整備事業）を実施して生活排水処理率の向上を図ってきましたが、令和 3（2021）年度時点の生活排水処理率 59.4%は、全国の 89.3%や岐阜県の 85.9%を大きく下回っています。

国道 21 号線や鉄道沿線など比較的住宅などが集中している地域では集合処理の利点を活かして、公共下水道の整備と接続を推進する一方、農地などが広がり住宅等が散在する地域では個別処理の利点を活かして、既設のくみ取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、生活排水処理率を改善する必要があります。

② 浄化槽の適正な維持管理の課題

浄化槽の保守点検・清掃・定期検査（浄化槽の3つの義務）について、岐阜県は全国でも受験率の高い地域（11条定期検査受験率：96.2%・令和3（2021）年度）ではありますが、依然として浄化槽の3つの義務を行っていない世帯があります。こうした世帯においては、浄化槽が適正に機能せず周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性があります、一層の周知を図る必要があります。

③ 下水道整備の課題

公共下水道においては、令和元（2019）年に策定した公共下水道全体計画に基づき、公共下水道（瑞穂処理区）の整備が令和9（2027）年度の供用開始に向けて進んでいます。

すでに整備済みの特定環境保全公共下水道、コミュニティ・プラントについては、接続率の向上が課題です。

表 5-11 下水道接続率（令和4（2022）年度）

区 分	整備区域人口	接続人口	水洗化率※
特定環境保全公共下水道	4,017 人	2,997 人	74.6%
農業集落排水処理施設	338 人	335 人	99.1%
コミュニティ・プラント	3,451 人	2,103 人	60.9%

※水洗化率＝接続人口÷整備区域人口×100

④ し尿・浄化槽汚泥処理の課題

もとす広域連合し尿処理施設は、西棟施設は稼働後40年が経過しており、平成24（2012）年度に策定した長寿命化計画に沿った構造物の延命化改修工事が平成29（2017）年度に完了し、令和15（2033）度までの延命が図られました。しかし、以前として経年劣化が進行している機器設備等も多いため、施設更新までは長寿命計画に沿った修繕を実施する必要があります。

なお、以前までは処理能力を超過する搬入量が問題となっていました。令和4（2022）年までの基幹的設備改良工事により処理能力が向上しました。

今後は安定した処理を継続していくため、適切な運転管理と設備機器の整備や点検が求められてきます。

2. 生活排水処理の将来予測

(1) 将来予測の流れ

本計画における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の将来予測の流れは、表 5-12 示すとおりです。

表 5-12 生活排水処理の将来予測方法

項目		内容	
生活排水処理人口	行政区域内人口	本計画の推計人口 （「第2期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推計人口）	
	公共下水道人口	「瑞穂市下水道全体計画」の計画人口を、本計画の推計人口で按分	
	特定環境保全公共下水道人口	過去の実績値から増加量を予測（トレンド推計）	
	農業集落排水人口	過去の実績値から増加量を予測（トレンド推計）	
	コミュニティ・プラント人口	過去の実績値から増加量を予測（トレンド推計）	
	合併処理浄化槽人口	過去の実績値から増加量を予測（トレンド推計）	
	単独処理浄化槽人口	行政区域内人口－ 公共下水道人口＋特環下水道人口 ＋農業集落排水人口＋コミュニティ・プラント人口 ＋合併処理浄化槽人口＋くみ取り人口	
	くみ取り人口	過去の実績値から増加量を予測（トレンド推計）	
し尿・浄化槽汚泥量	原単位	し尿	過去の実績値から増加量を予測（過去5年間の実績の近似曲線の延長）
		浄化槽汚泥	過去の実績値から増加量を予測（過去6年間の実績の近似曲線の延長）
		農集汚泥	過去の平均値
		コミュニティ・プラント汚泥	過去の平均値
	し尿排出量		くみ取り人口×し尿原単位
	浄化槽汚泥排出量		（合併処理浄化槽汚泥人口＋単独処理浄化槽汚泥人口） ×浄化槽汚泥原単位
	農業集落排水汚泥排出量		農業集落排水人口×農集汚泥原単位
	コミュニティ・プラント汚泥排出量		コミュニティ・プラント人口×コミュニティ・プラント汚泥原単位

(2) 処理形態別人口の将来予測結果

生活排水処理形態別人口の将来予測結果は、表 5-13 及び図 5-7 に示すとおりです。目標年度である令和 20 年度の生活排水処理率は 86.9%となります。

なお、コミュニティ・プラントは令和 12 (2030) 年頃に公共下水道に接続する計画となっております。

表 5-13 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

区 分	単位	予 測					中間年度		目標年度
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R15	R20
		2,023	2,024	2,025	2,026	2,027	2,028	2,033	2,038
計画処理区域内人口	人	56,448	56,919	57,390	57,524	57,658	57,791	58,142	58,086
水洗化・生活雑排水処理人口	人	34,531	35,193	35,820	36,285	38,267	39,806	44,737	51,914
公共下水道人口	人	3,043	3,070	3,097	3,112	4,673	5,822	11,466	17,561
公共下水道	人	—	—	—	—	1,545	2,679	8,243	14,252
特定環境保全公共下水道	人	3,043	3,070	3,097	3,112	3,128	3,143	3,223	3,309
農業集落排水処理施設人口	人	329	320	312	301	292	281	235	185
コミュニティ・プラント人口	人	2,139	2,162	2,184	2,199	2,213	2,228	—	—
合併処理浄化槽人口	人	29,020	29,641	30,227	30,673	31,089	31,475	33,036	34,168
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	21,276	21,106	20,968	20,653	18,821	17,429	12,906	5,712
単独処理浄化槽人口	人	21,276	21,106	20,968	20,653	18,821	17,429	12,906	5,712
非水洗化人口	人	640	621	603	586	570	556	499	461
くみ取り人口	人	640	621	603	586	570	556	499	461
生活排水処理率	%	61.2	61.8	62.4	63.1	66.4	68.9	76.9	89.4

備考：生活排水処理率（污水衛生処理率）＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

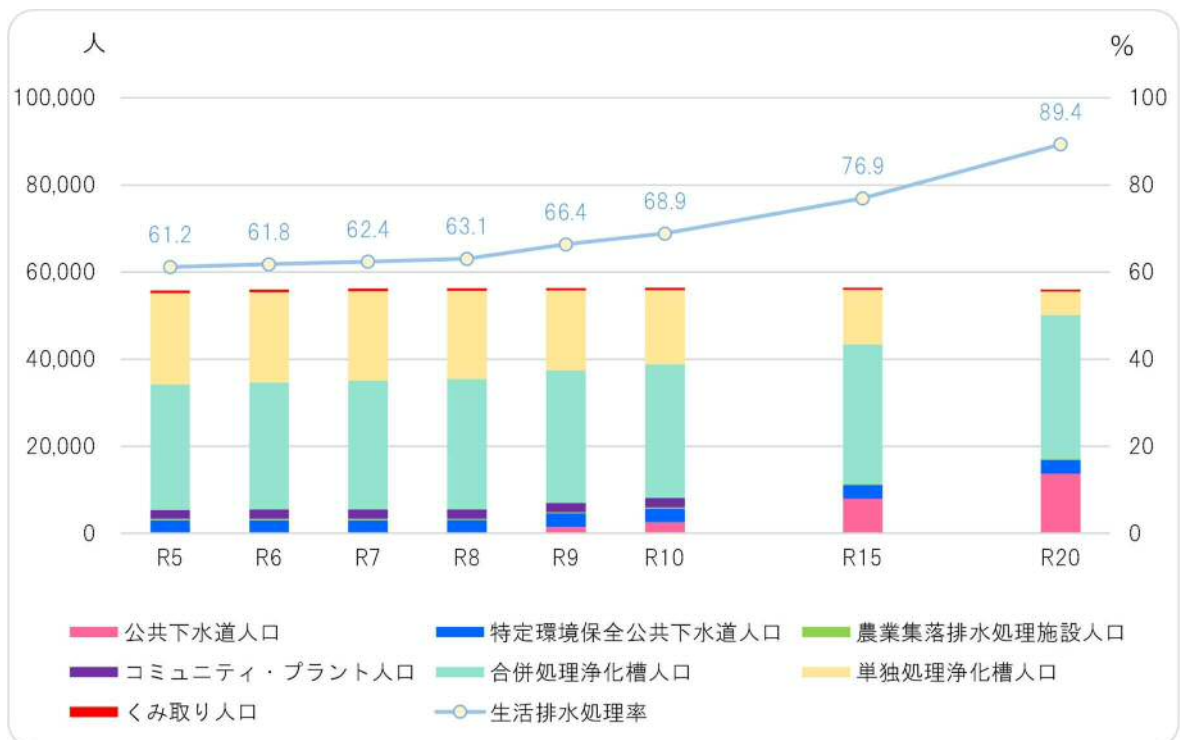


図 5-7 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

(3) し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測結果

し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果は、表 5-14 及び図 5-8 に示すとおりです。

表 5-14 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果

区分	単位	予測							
							中間目標年度		目標年度
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R15	R20
		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2033	2038
発生量	kL/年	25,058	25,816	26,628	27,333	28,100	28,699	29,927	30,488
し 尿	kL/年	625	634	643	652	663	671	718	641
浄化槽汚泥	kL/年	23,422	24,167	24,961	25,654	26,403	26,993	28,153	28,768
農業集落排水汚泥	kL/年	978	984	993	998	1,006	1,008	1,033	1,061
コミプラ汚泥	kL/年	32	31	30	29	28	27	23	18
1 日平均発生量	kL/日	68	71	73	75	77	79	82	84

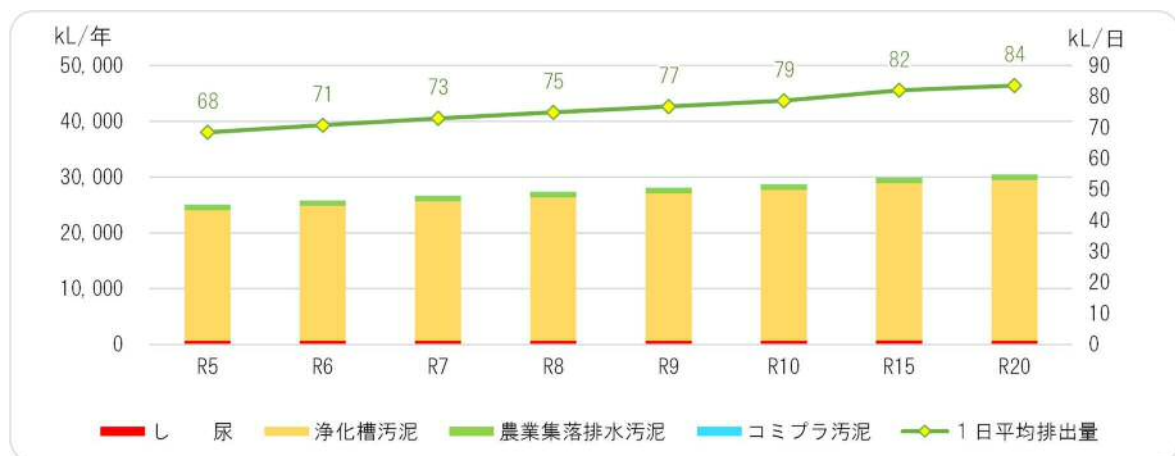


図 5-8 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果

第2章 生活排水処理計画

1. 生活排水処理の基本方針

(1) 基本理念

清流、長良川や揖斐川をはじめ、本市を流れる大小 18 の一級河川は、「瑞穂」（稲穂がみずみずしく育っている様子）の名が示すように、豊かな実りをもたらし、暮らしに潤いを与え続けてきました。

しかし、人々の暮らしが豊かになったことから家庭からの排水等による生活環境の悪化や公共水域の汚濁が懸念されるようになり、現在は地球規模で生活排水対策の推進が図られるなど、健全な水環境を取り戻すために、早急な対策が求められています。

また、近年は脱炭素社会に向けた取組が進められており、生活排水処理の分野においても、先進的省エネ型浄化槽への交換や、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入することで、大幅な CO₂ の削減を図ることが求められています。

本市は県内でも生活排水処理率が低い状況であり、污水处理施設も普及が遅れている状況です。

このため、水質改善のために生活排水の適正処理を推進し、衛生的で快適な生活環境を確保するとともに、蛍や淡水魚などをはじめとする多様な水生生物の生息が可能な川であり続けることを目指します。

また、脱炭素社会に向けた取組として、先進的省エネ型浄化槽等の普及に努めます。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水質保全に関する普及啓発と共に、生活排水の処理施設を随時整備していくこととします。

生活排水処理施設整備の基本方針については、次のとおりとします。

- ・ 公共下水道（瑞穂処理区）事業は、令和 9（2027）年度の供用開始を目指し整備を行います。
- ・ コミュニティ・プラント（別府処理区）は、令和 12（2030）年度に公共下水道（瑞穂処理区）への統合に向けた整備を進めます。
- ・ 特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラントの集合処理区域内においては、未接続世帯の解消により接続率の増加を図ります。
- ・ 個別処理区域においては、合併処理浄化槽の設置奨励を行い、普及拡大に努めます。
- ・ くみ取り便所やし尿だけを処理する単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水（台所・風呂などからの排水）の適正処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽の設置や転換の普及啓発を行います。

2. 生活排水処理に関する基本事項

(1) 処理の目標

令和 20 (2038) 年度における生活排水処理率の目標及び生活排水処理形態別人口は、以下に示すとおりです。

2038 年度の生活排水処理率を **89.4%** にします。

表 6-1 目標年次における生活排水処理形態別人口

区 分		基準年度 令和4年度 (2022年度)	中間年度 令和10年度 (2028年度)	中間年度 令和15年度 (2033年度)	目標年度 令和20年度 (2038年度)
行政区域内人口	人	55,977	57,791	58,142	58,086
生活排水処理人口	人	33,616	39,806	44,737	51,914
公共下水道人口	人	2,997	5,822	11,466	17,561
公共下水道	人	—	2,679	8,243	14,252
特定環境保全公共下水道	人	2,997	3,143	3,223	3,309
農業集落排水処理施設人口	人	335	281	235	185
コミュニティ・プラント人口	人	2,103	2,228	0	0
合併処理浄化槽人口	人	28,181	31,475	33,036	34,168
生活排水未処理人口	人	22,361	17,985	13,405	6,173
単独処理浄化槽人口	人	21,783	17,429	12,906	5,712
くみ取り人口	人	578	556	499	461
生活排水処理率	%	60.1	68.9	76.9	89.4

備考：生活排水処理率（汚水衛生処理率）＝生活排水処理人口÷行政区域内人口

（２）生活排水を処理する区域及び人口

本市が公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽を整備する地域については、地区の特性、周辺環境、地区の要望等から、区域を定めました。

公共下水道は、瑞穂市公共下水道全体計画が、令和 9（2027）年度の供用開始に向けて整備を進めるとともに、コミュニティ・プラント（別府処理区）は、令和 12（2035）年度の公共下水道（瑞穂処理区）への統合に向けた準備を進めています。

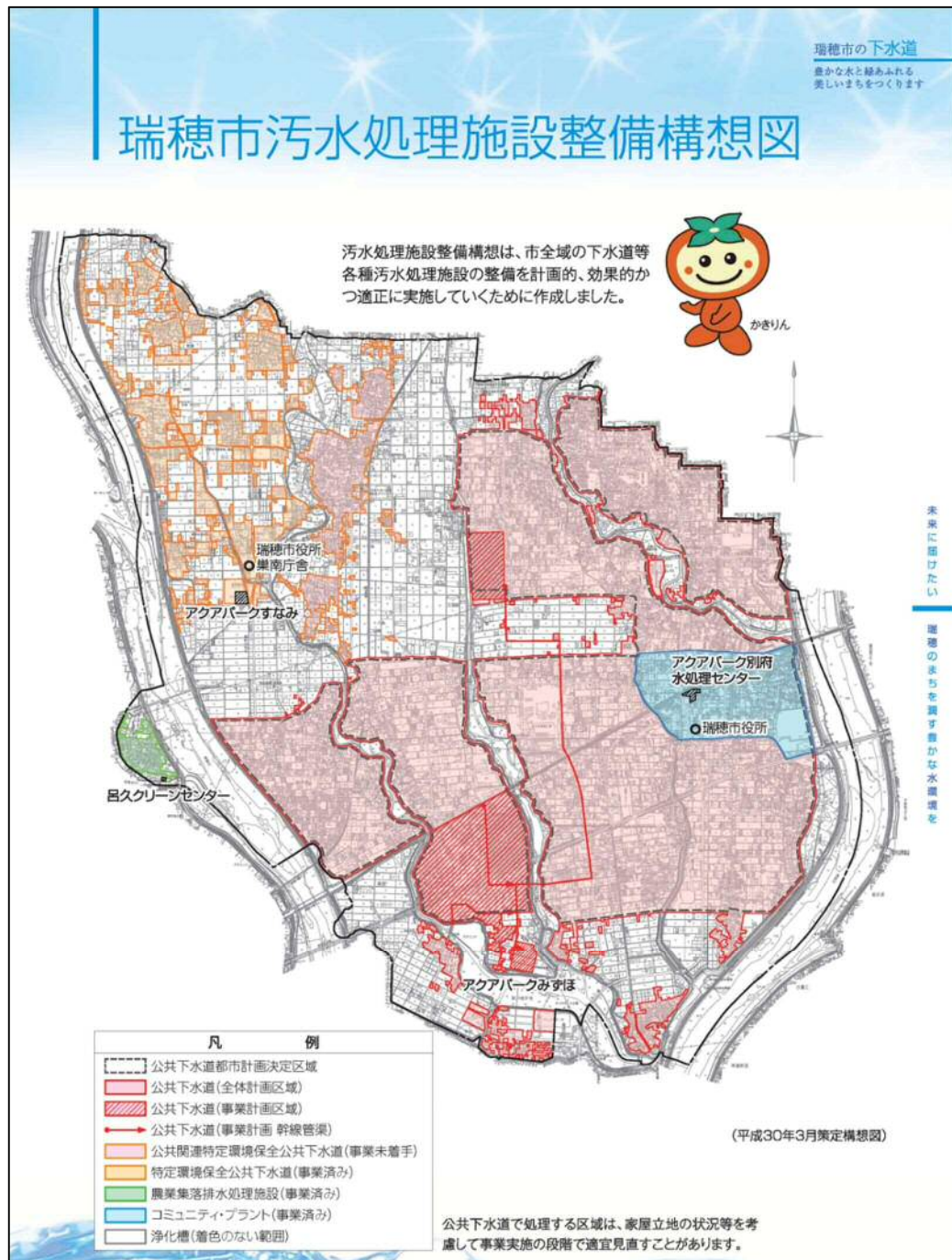


図 6-1 生活排水処理区域（計画）

（３）施設及びその整備計画の概要

本市が、計画目標達成のために計画する生活排水処理施設（現在供用しているものを含む）の整備計画は、表 6-2 に示すとおりです。

集合処理区域では、現在、特定環境保全公共下水道（西処理区）、農業集落排水処理施設（呂久処理区）及びコミュニティ・プラント（別府処理区）により集合処理を行っています。

また、公共下水道（瑞穂処理区）の整備を推進し、令和 9（2027）年度の供用を目指すとともに、コミュニティ・プラント（別府処理区）は、令和 12（2030）年度に公共下水道（瑞穂処理区）への統合に向けた整備を進めていきます。

一方、個別処理区域では、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるため、浄化槽設置整備事業を活用して、合併処理浄化槽の普及を推進します。

表 6-2 生活排水処理施設の整備計画

処理方式	処理施設の種類	処理区域	整備時期
集合処理 施設	公共下水道	瑞穂処理区	令和 9 年度供用開始予定
	公共下水道	瑞穂地区	
	公共関連特定環境保全 公共下水道	中地区	
	特定環境保全公共下水道	西処理区	整備完了
	農業集落排水処理施設	呂久処理区	整備完了
	コミュニティ・プラント	別府処理区	令和12年度公共下水道(瑞穂処理区)へ移管予定
個別処理 施設	合併処理浄化槽	集合処理区域 以外	下水道区域以外で単独処理 浄化槽からの転換促進を継続

表 6-3 アクアパークみずほ（瑞穂処理区）の概要

項 目	内 容
施設名	アクアパークみずほ
施設所管	瑞穂市
所在地	瑞穂市牛牧地内
計画処理面積	約 1,287ha
計画処理人口	約 51,056 人
計画汚水量	約 19,600m ³ /日（日最大）
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	機械脱水処理→場外搬出

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿、浄化槽汚泥及びコミュニティ・プラント汚泥（清掃に伴うもの）は、これまでどおり、もとす広域連合のし尿処理施設において適正処理を実施していきます。

① 収集運搬計画

ア 収集運搬の範囲

収集運搬の範囲は、現行どおり本市全域とします。

イ 収集運搬の主体

し尿の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が実施しています。浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥の運搬は、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業者の許可及び、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が、一体の業務としてバキューム式汚泥収集車及び汚泥濃縮車で行っています。

今後も、この体制を継続していくと共に、収集対象物の排出量の変化への対応、計画的収集作業の指導により、より安定的な収集・運搬を行います。

② 中間処理計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は現在と同様に、もとす広域連合に処理・処分を委託します。

(5) 市民に対する広報・啓発活動

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性について、岐阜県が推進する「ブルーリバー作戦」等により、家庭で実践できる排水対策の啓発活動を進めていきます。

また、個別処理区域においては、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理によって、下水道と同程度の処理性能が発揮できることを周知し、本市が設置している瑞穂市浄化槽設置整備事業補助金制度の活用による設置促進を働きかけていきます。

ブルーリバー作戦：あなたもできる「^よ四い心がけ」

- ・ 流さない 水切りネットや ゴミかごで
- ・ 流さない 廃油回収 再利用
- ・ 流さない 洗剤適量 少なめに
- ・ 流さない 小さなゴミも 空き缶も

第 4 部 計画の推進

1. 脱炭素社会、循環経済に向けた取組

今日、SDGs の達成や脱炭素社会の実現などが、地球規模で解決しなければならない喫緊の課題となっています。

廃棄物分野においても環境負荷の低減と循環型社会の実現に向けた取組が実施されており、近年では令和 4（2022）年 4 月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行される等、脱炭素社会の実現や循環経済への移行に向けた動きが加速しています。

本市でも脱炭素社会に向けた取組を進めていくことや、その実践の場として地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりが求められていることから、エネルギー源としての廃棄物の有効利用なども含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進します。

また、本市は一般廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分を、西濃環境整備組合、もとす広域連合及び民間業者に委託していることから、組合及び民間業者と協力し化石燃料使用量の抑制などを行い、温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、生活排水対策を推進することで森・里・川・海の自然なつながりを支えていきます。

2. 計画の推進と公表

本計画の推進には、市民・事業者・行政の協働が必要です。

住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action) のいわゆる PDCA サイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開するとともに、「広報みずほ」等により情報提供を行います。



図 7 PDCA サイクル